


平成 20 年度環境省請負事業

平成 20 年度一般廃棄物会計基準の普及促進業務

報告書

平成 21 年 3 月

 株式
会社 三菱総合研究所

調查概要

調査概要

1. 調査目的

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決はもとより、循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、政府は、我が国全体として、3Rに重点を置いた最適なリサイクル・処理システムを構築していくこととし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規程に基づき定めた基本方針を平成17年5月に改正した。

改正した事項のうち、市町村が行うこととして、①一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが挙げられた。一方、国については、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通じて地方公共団体の取組の支援に努めることとされた。

環境省では、このため、平成19年6月に「一般廃棄物会計基準（一般廃棄物会計基準と併せて作成されたコスト分析支援ツール及びそのマニュアルを含む。以下同じ。）」「一般廃棄物処理有料化の手引き」および「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下、「会計基準等」という。）を策定・公表した。その後、平成19年度には、一般廃棄物会計基準の普及啓発・改良を目的に、会計基準等の説明会の開催、一般廃棄物会計基準に関する質問受付、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の試行、検討委員会における一般廃棄物会計基準の改良に関する検討を行った。

本調査では、上記の背景を踏まえ、一般廃棄物会計基準の取組状況の把握、一般廃棄物会計基準の普及促進、財務書類の活用方法の検討、一般廃棄物会計導入自治体の意見交換の促進を目的とした。

2. 調査項目

本調査の調査項目は、以下のとおり。

（1）一般廃棄物会計基準の取組状況に関する調査

一般廃棄物会計基準の取組状況を把握することを目的に、市区町村・一部事務組合向けおよび都道府県向けのアンケート調査を実施した。

市区町村・一部事務組合向けアンケートでは、一般廃棄物会計基準の認知度、財務書類の作成状況、財務書類作成・利用上の課題、財務書類の活用状況、導入サポート体制の必要性等について質問した。

都道府県向けアンケートでは、一般廃棄物会計基準の認知度、都道府県下の市区町村・一部事務組合における一般廃棄物会計基準への取組状況の把握、都道府県としての一般廃棄物会計導入サポート状況・予定等について質問した。

アンケート結果から、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作成している市区町村・一部事務組合は少なく、支援ツールの改良が求められていること、都道府県による支援が求められていることなどが明らかになった。

(2) 一般廃棄物会計基準の説明会・個別相談会開催

一般廃棄物会計基準の普及促進を目的とする説明会及び個別相談会を開催した。説明会については、全国13カ所（札幌、青森、仙台、東京（2回）、金沢、名古屋、大阪、広島、松江、高松、福岡、鹿児島）にて開催し、一般廃棄物会計基準の内容の周知徹底を図るとともに、会計基準に基づく財務書類の作成方法・手順の説明を行った。また、質疑応答の時間を設けることで、参加者の一層の理解促進に努めた。

個別相談会については、説明会と同日に全国7カ所（札幌、東京（2回）、名古屋、大阪、松江、高松）にて実施し、12団体が参加した。個別相談会では、一般廃棄物会計基準に基づき財務書類を既に作成されている、あるいは現在作成中の市区町村等を対象に、財務書類作成上の質問等について対応した。

(3) 一般廃棄物会計基準等に関する質問受付

市区町村や一部事務組合から、一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成するにあたり不明な事項や基準が想定している状況に当てはまらないケースなどに関する質問を受け付けた。インターネット、電子メール、ファックス、電話といった多様な手段で受け付けた質問に回答することにより、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成の促進を図った。

さらに、質問内容およびそれに対する回答を、「よくある質問集」として整理し、情報共有に努めた。

(4) 一般廃棄物会計基準に関するケーススタディ実施

「平成19年度一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する調査業務」において実施された試行事業に参加した自治体等のうち財務書類を作成した3自治体（さいたま市・長野市・四日市市）対象に、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の取組状況・活用方法についてのケーススタディを行った。

具体的には、各自治体2回の現地調査を行い、一般廃棄物処理システム及び財務書類の作成実態を把握するとともに、財務書類の活用方法について検討した。

(5) 一般廃棄物会計基準に関するワークショップ開催

一般廃棄物会計基準に基づき財務書類を作成した自治体等が蓄積したノウハウ（留意事項や疑問点等）を共有するための意見交換の場を提供することを目的に、一般廃棄物会計基準に関するワークショップを2回開催した。

第一回ワークショップでは、参加13自治体が財務書類取組状況について報告し、財務書類作成目的、財務書類作成にあたり工夫した点・苦勞した点等について情報共有が行われた。

第二回ワークショップでは、(4)に示したケーススタディ参加3自治体が財務書類の活用方法等について発表するとともに、群馬県・埼玉県・三重県の3県が市区町村に対する財務書類作成のための支援状況について報告した。

Summary of the Report

1. Purpose of the Survey

The purpose of the survey is to

- 1) understand of the adoption of the municipal solid waste management accounting standard,
- 2) disseminate the municipal solid waste management accounting standard,
- 3) consider manner of utilization of the financial documents
- 4) Share know-how on consideration and questions among municipal governments.

2. Items of the Survey

- 1) Survey on the Adoption of the Municipal Solid Waste Management Accounting Standard

We had a questionnaire covering municipal governments and regional affairs associations and prefectural governments.

In the survey for municipal governments and regional affairs associations, we asked the recognition of the municipal solid waste management accounting standard, the execution of financial documentation, problems of producing the financial documents, and the necessity of the supporting system.

As for the survey for prefectural governments, we asked the recognition of the municipal solid waste management accounting standard, the execution of financial documentation of the jurisdictional municipal governments and the supporting system as the prefectural governments

We found two facts through the surveys above; the necessity of revising the supporting tool and supporting system by the prefectural governments.

- 2) Briefing Session and Consultation on the Municipal Solid Waste Management Accounting Standard

We held the briefing sessions and consultation for adopting the municipal solid waste management accounting standard. We delivered the presentation on the municipal solid waste management accounting standard and procedure of financial documentation based on the standard at 13 places. In addition, we shared information on the municipal solid waste management accounting standard among participants through Q&A session.

As for consultation, we supported 12 municipal governments produced the financial documents based on the municipal solid waste management accounting standard at seven places through one to one session.

3) Acceptance of Questions on the Municipal Solid Waste Management Accounting Standard

We accepted questions from municipal governments and regional affairs associations on unclear or inapplicable cases about financial documents based on the municipal solid waste management accounting standard.

We spread adoption of financial documents based on the municipal solid waste management accounting standard by receiving and answering various questions through Internet, E-mail, fax and telephone.

We compiled and organized the frequently-asked questions.

4) Case Study on the Municipal Solid Waste Management Accounting Standard

We intensively studied three municipal governments (Saitama, Nagano and Yokkaichi City) which produced financial documents based on the municipal solid waste management accounting standard. These cities joined the trial project last year.

We recognized the reality of the system for municipal solid waste treatment and execution of financial documentation, and make a study on utilizing the financial documents by conducting field survey on each municipal government twice.

5) Workshop on the Municipal Solid Waste Management Accounting Standard

We hold the workshop twice on the municipal solid waste management accounting standard for sharing know-how on consideration and questions among municipal governments.

At the first workshop, we shared the information on purpose for preparing financial documents and reminder of document production among 13 local movements.

At the second workshop, we invited three municipal governments as case study for utilizing financial documents. At the same time, three prefectural governments (Gunma, Saitama and Mie) reported their support on producing financial documents.

March 2009

Mitsubishi Research Institute, Inc.

本 編

目 次

1. 一般廃棄物会計基準の取組状況に関する調査	1-1
1. 1 市区町村、一部事務組合向けアンケート	1-1
1. 2 都道府県向けアンケート	1-19
1. 3 アンケート結果のまとめ	1-26
2. 一般廃棄物会計基準の説明会・個別相談会開催結果	2-1
2. 1 説明会開催結果	2-1
2. 2 個別相談会開催結果	2-7
3. 一般廃棄物会計基準等に関する質問受付	3-1
4. 一般廃棄物会計基準に関するケーススタディ結果	4-1
4. 1 財務書類の作成状況	4-2
4. 2 財務書類の活用状況	4-8
5. 一般廃棄物会計基準に関するワークショップ結果	5-1
5. 1 財務書類の取組状況	5-2
5. 2 財務書類の活用方法	5-55
5. 3 財務書類の作成支援状況	5-71
5. 4 ケーススタディ・ワークショップのまとめ	5-78
6. 今後の課題	6-1

参考資料1 一般廃棄物会計基準の取組み状況に関する調査～ 市区町村、一部事務組合向けアンケート～調査票

参考資料2 一般廃棄物会計基準の取組み状況に関する調査～ 都道府県向けアンケート～調査票

参考資料3 説明会説明資料

1 一般廃棄物会計基準の取組状況に関する調査

一般廃棄物会計基準の取組状況を把握することを目的に、市区町村・一部事務組合向けおよび都道府県向けのアンケート調査を実施した。

1. 1 市区町村・一部事務組合向けアンケート

市区町村・一部事務組合における一般廃棄物会計基準の導入状況や具体的な要望等を把握することを目的に、アンケート調査を実施した。

(1) 調査方法

調査方法を以下に示す。

- ・ 環境省より各都道府県のご担当者に電子メールにてアンケート票を送付し、各都道府県ご担当者より市区町村・一部事務組合のご担当者に電子メールにてアンケート票を送付頂いた。
- ・ 市区町村・一部事務組合のアンケート回答を各都道府県のご担当者経由で、事務局宛に送付頂いた。

(2) 調査項目

調査項目を以下に示すとともに、アンケートの構成を図1-1に示す。

- ・ 一般廃棄物会計基準の認知度
- ・ 財務書類の作成状況（目的・作成範囲・体制・人数・時間）
- ・ 財務書類作成・利用上の課題
- ・ 財務書類の活用状況（現在・今後）
- ・ 導入サポート体制の必要性
- ・ 財務書類一式の提出の可否
- ・ 他の基準に基づいた財務書類の作成状況
- ・ 他の会計基準との差異

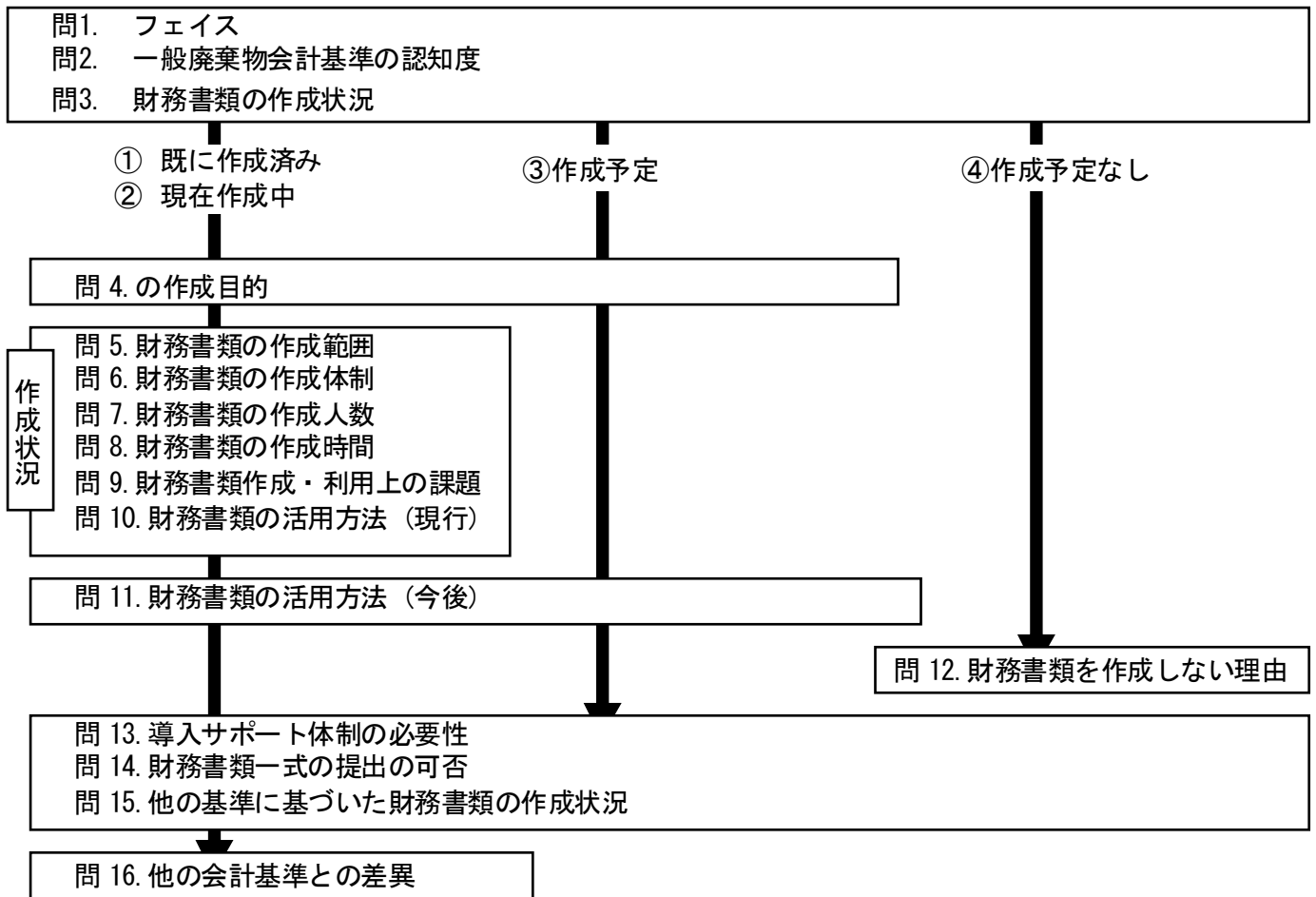


図 1-1 市区町村・一部事務組合向けアンケートの構成

(3) 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

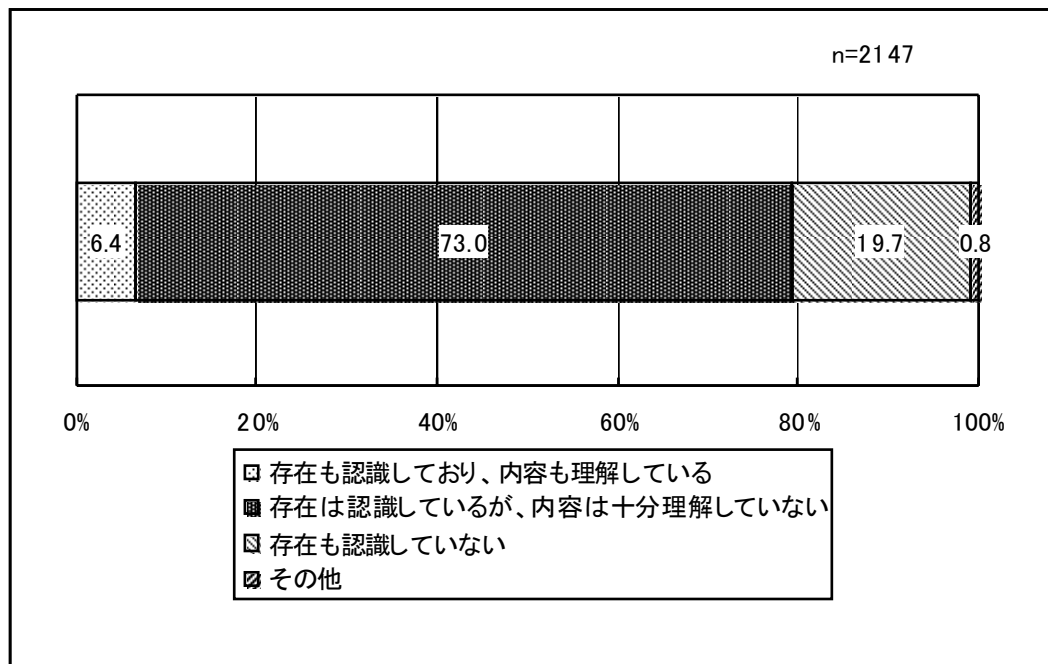
- ・ アンケート対象：2,249 市区町村・一部事務組合
- ・ アンケート回収数：2,150 市区町村・一部事務組合
- ・ 回収率：95.8%

(4) 集計結果

集計結果を以下に示す。

設問 2

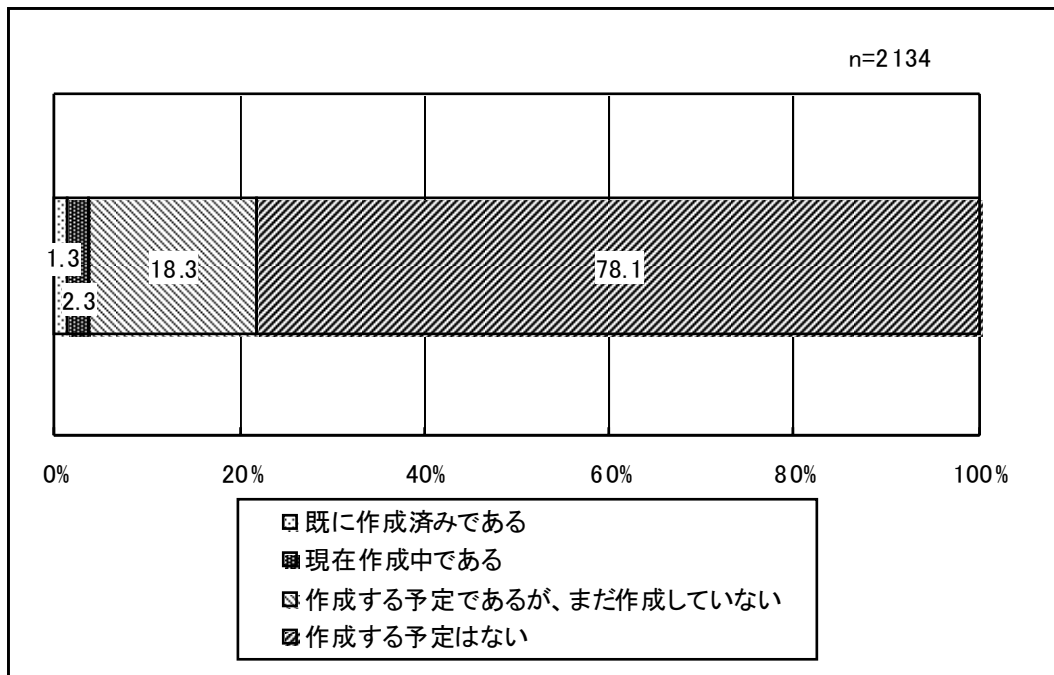
平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定・公表いたしました。このことに関し、最も近い選択肢を一つ選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 一般廃棄物会計基準について「存在は認識しているが、内容は十分理解していない」市区町村・一部事務組合（以下、団体）が7割強、「存在も認識していない」団体が2割弱であり、大部分の団体が一般廃棄物会計基準の内容を理解してない状況である。
- ・ 「存在も認識しており、内容も理解している」団体は、6.4%であった。

設問 3

貴市区町村・一部事務組合では、設問 2. に示した「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を作成していらっしゃいますか。当てはまるものを一つ選び、() 内に○印をお付けください。

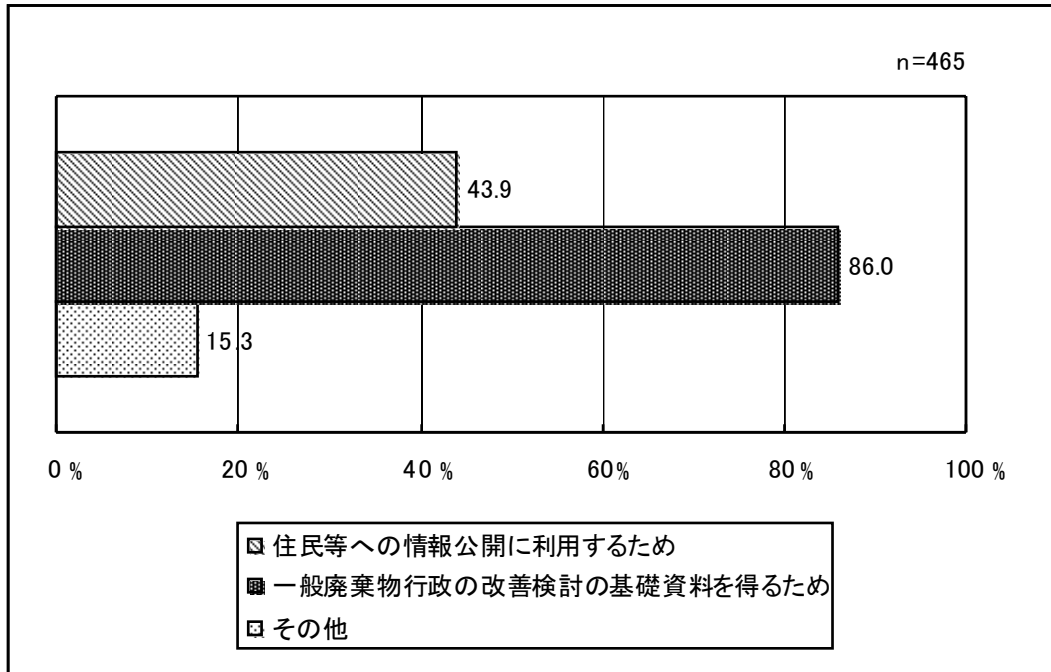


- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類の作成状況について「作成する予定はない」団体が8割弱であった。
- ・ 「既に作成済みである」団体は、1.3%、「作成中である」団体 2.3%と、両方合わせても 5%に満たない状況である。
- ・ 「作成する予定であるが、まだ作成していない」団体が2割弱あった。

設問 4

【問 3. で①②③と回答された方のみお答え下さい】

貴市区町村・一部事務組合では、どのような目的で「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を作成していますか。あるいは作成する予定ですか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



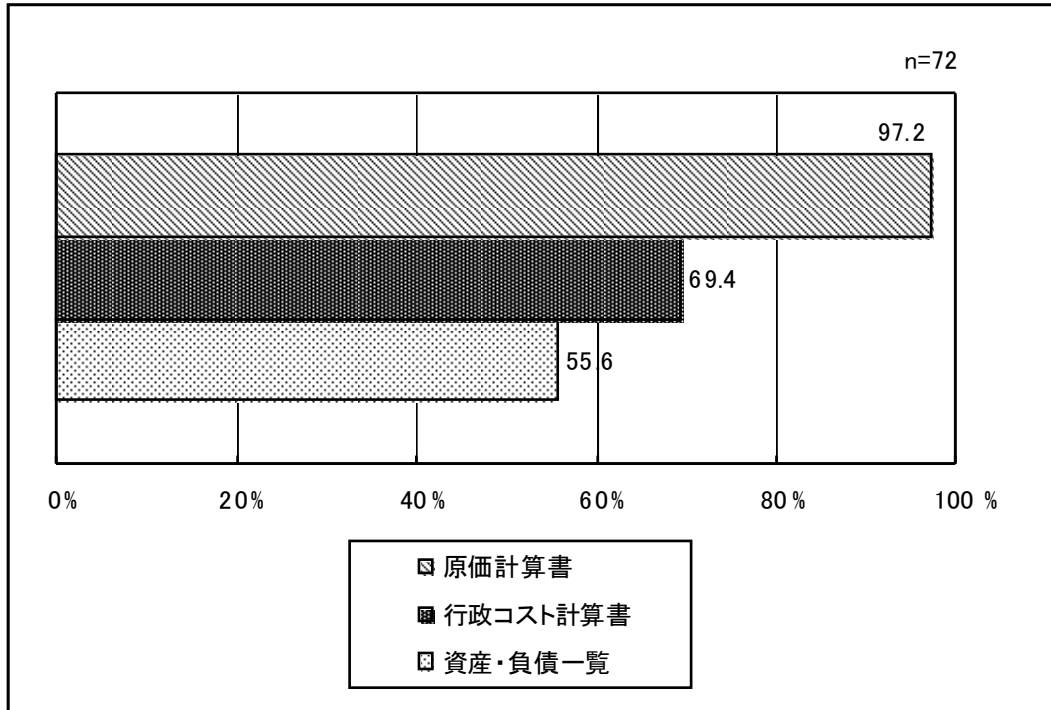
- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済み・作成している、あるいは作成予定の団体に、財務書類作成の目的を伺った。
- ・ 「一般廃棄物行政の改善検討の基礎資料を得るため」との回答が最も多く、9割弱の回答があった。「住民等への情報公開に利用するため」との回答は、4割強であった。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

ごみ処理手数料の算定や有料化の説明資料として活用。
一般廃棄物処理基本計画の検討・策定の基本資料・参考資料として活用。
他団体との比較。
公会計整備の一環。
構成市・組合への説明資料・参考資料として活用。
従来の原価計算との比較・経年比較。
施設の管理・有効活用。
ごみ処理広域化の基礎資料として活用。
将来統一されたときに備えるため。
どのような内容が把握できるのか確認したい。
内部資料として作成。

設問 5

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の中で、貴市区町村・一部事務組合が作成している財務書類を全て選択してください。



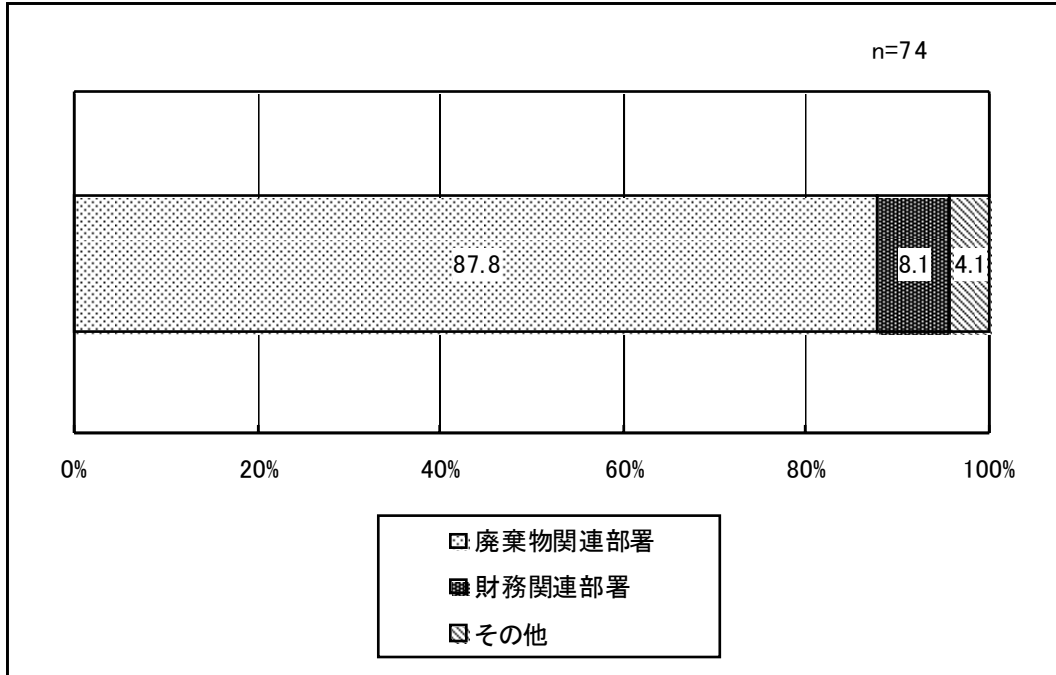
- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、作成している財務書類の種類を伺った。
- ・ 「原価計算書」(97.2%)、「行政コスト計算書」(69.4%)、「資産・負債一覧」(55.6%)、の順に作成割合が高くなっている。

設問 6

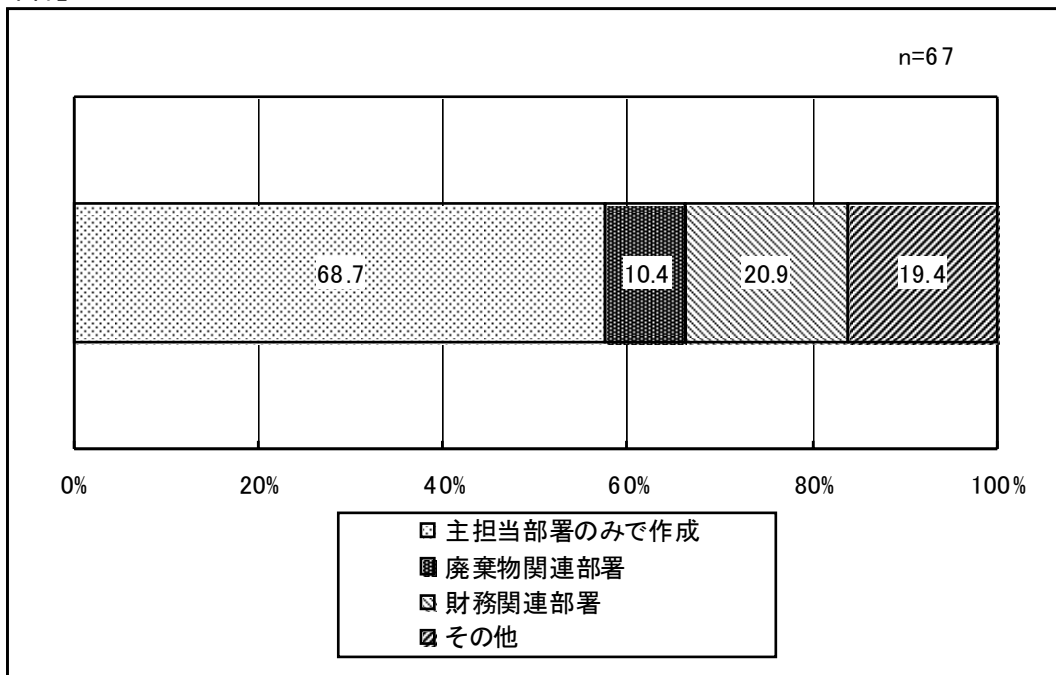
【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

貴市区町村・一部事務組合では、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成をどのような体制で行われましたか。主担当部署および協力部署をそれぞれ選び、() 内に○印をお付けください。

【主担当部署】



【協力部署】

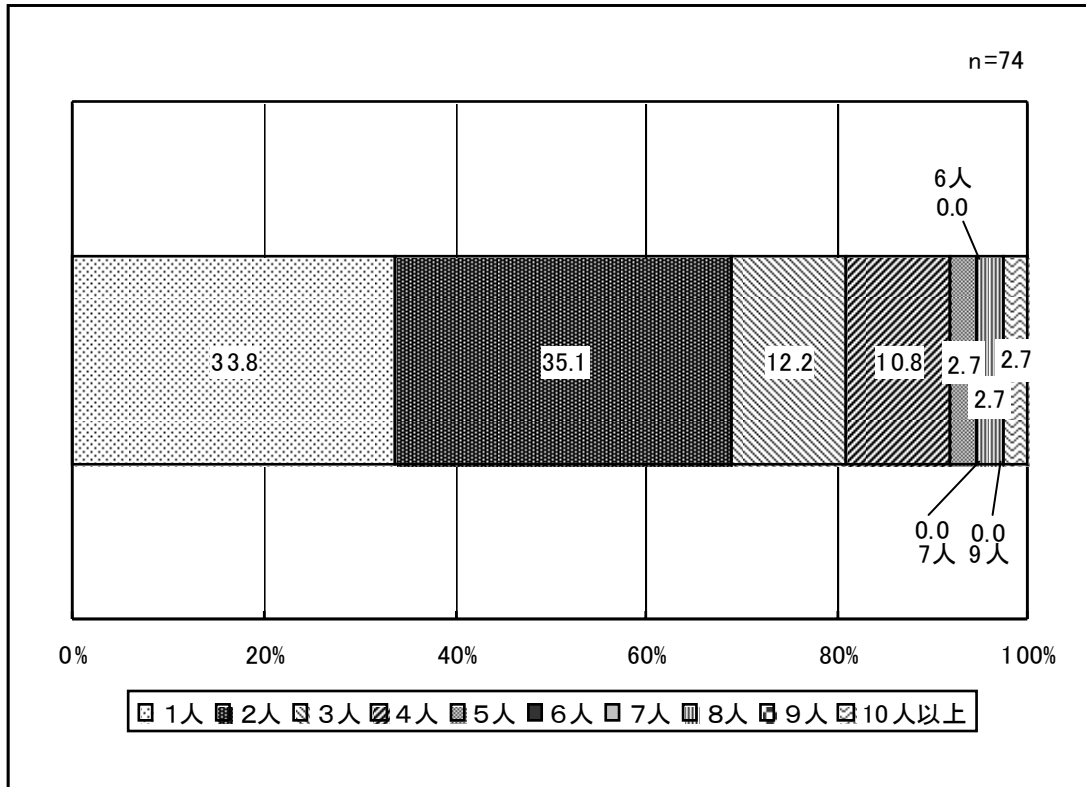


- 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、財務書類の作成体制を伺った。
- 主担当部署は、9割弱が「廃棄物関連部署」であった。
- 協力部署については、「主担当部署のみで作成」している団体が最も多く、7割弱を占めた。そのほか「財務関連部署」が協力している団体が2割強あった。

設問 7

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

貴市区町村・一部事務組合では、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に、何名の方が携われましたか。

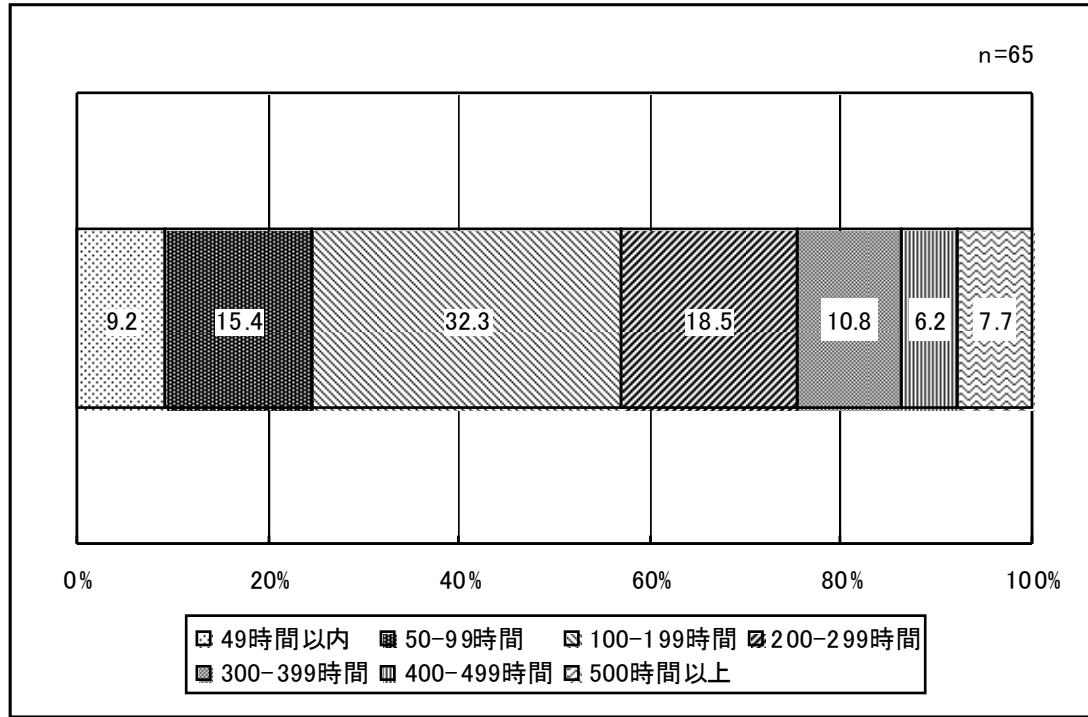


- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、作成に携わっている人数を伺った。
- ・ 「2名」(35.1%)、「1名」(33.8%)との回答が多く、2名以下で6割以上、3名以下で8割以上を占めている。

設問 8

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に要した時間をご回答ください。なお、現在財務書類を作成中の市区町村・一部事務組合については、想定される時間数をご回答ください。

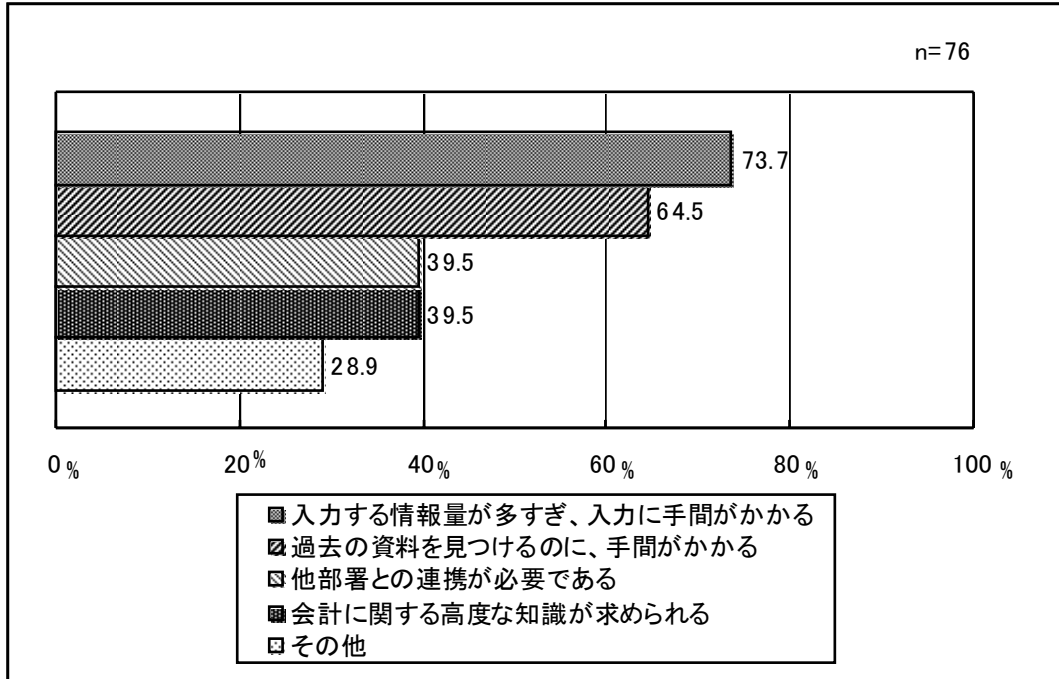


- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、財務書類の作成にかかった（あるいはかかると想定される）時間数を伺った。
- ・ 「100～199 時間」（32.3%）、「200～299 時間」（18.5%）との回答が多く、200 時間未満で5割以上、300 時間未満で7割以上を占めている。

設問 9

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

一般廃棄物会計基準に基づいて財務書類を作成するにあたっての課題について、当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



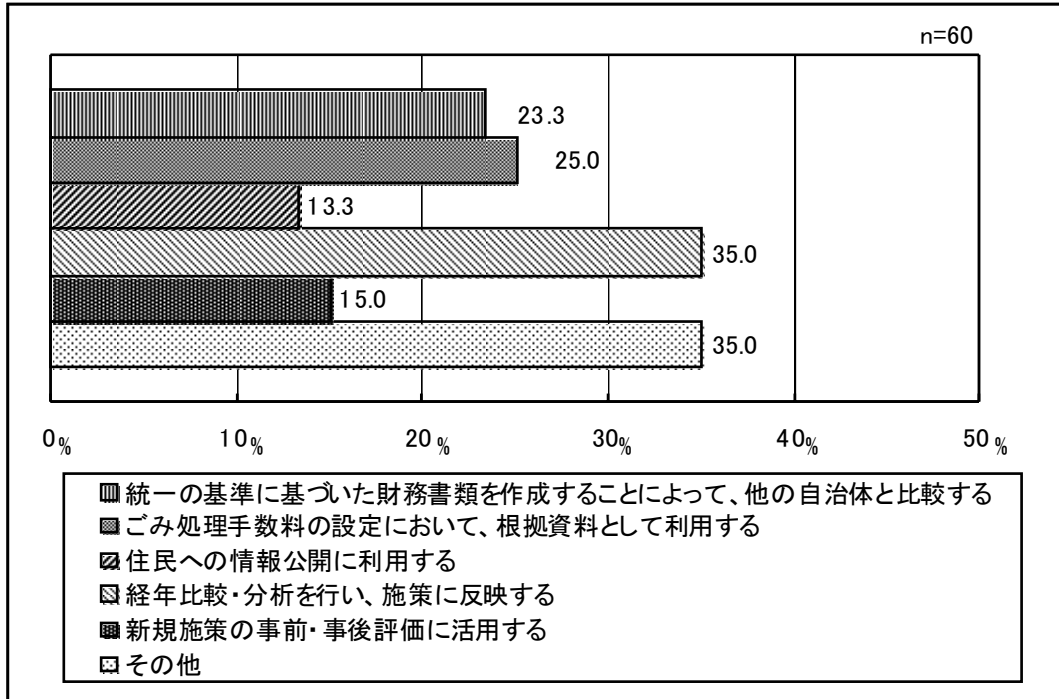
- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、財務書類の作成上の課題を伺った。
- ・ 「入力する情報が多すぎ、入力に手間がかかる」との回答が7割強、「過去の資料を見つけるのに、手間がかかる」との回答が6割強と回答割合が高かった。次いで、「他部署との連携が必要である」「会計に関する高度な知識が求められる」がともに4割弱の回答割合であった。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

ツールへの具体的な入力方法がわからない箇所がある。
データの分割等に手間がかかる。
一部事務組合と構成市との連携が必要になる。
過去の資料が存在しない場合があり、完成まで至らない。
システムの全体像がわかりづらい。
独自項目事項について、どのように区分・按分すればよいか戸惑う。
基準で想定している処理システムと現行のシステムが異なる。
予算（財源）の確保や人員の配置。
予算執行費と会計基準での計上費が異なる。
物量データの把握が困難である。
マニュアルがわかりづらい。
基準が明確化されていない。
支援ツールに不具合が多かった。支援ツールへの質問に対する回答が非常に遅かった。

設問 10

【問 3. で①②と回答された方のみお答え下さい】

貴市区町村・一部事務組合では、「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を現在どのように活用していますか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



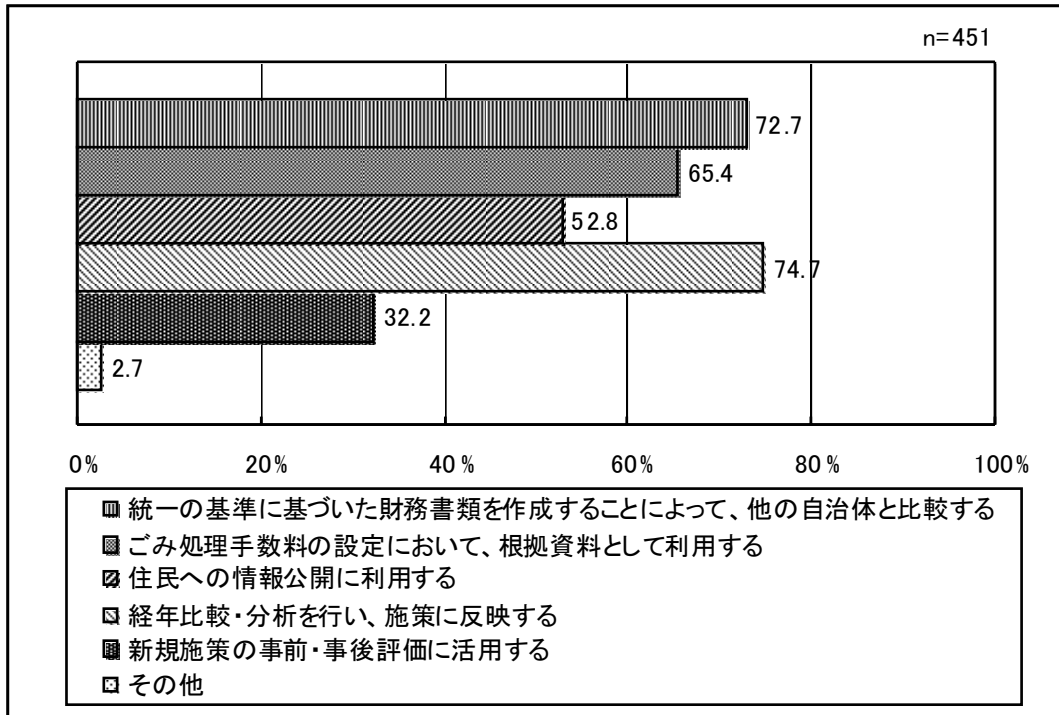
- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済みあるいは作成している団体に、財務書類の現在の活用方法を伺った。
- ・ 「経年比較・分析を行い、施策に反映する」(35.0%)、「ごみ処理手数料の設定において、根拠資料として利用する」(25.0%)、「統一の基準に基づいた財務書類を作成することによって、他の自治体と比較する」(23.3%)との回答が多かった。
- ・ 「住民への情報公開に利用する」との回答は1割強であり、設問4の廃棄物会計の作成目的では、割合の高かった「住民への情報公開」に関して、実際に活用している事例は少ないことがわかった。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

独自基準に基づく財務書類との比較検討。
他の基準に従って原価計算を行っているので、一般廃棄物会計基準に基づいた原価計算結果の活用方法を検討中。
審議会での廃棄物処理コスト参考資料として活用。
ごみ処理広域化資料として活用。
一般廃棄物処理基本計画作成用資料として活用。
構成市町の参考になれば良い。

設問 11

【問 3. で①②③と回答された方のみお答え下さい】

貴市区町村・一部事務組合では、「一般廃棄物会計基準」に基づいた財務書類を今後どのように活用することをお考えですか。当てはまるものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



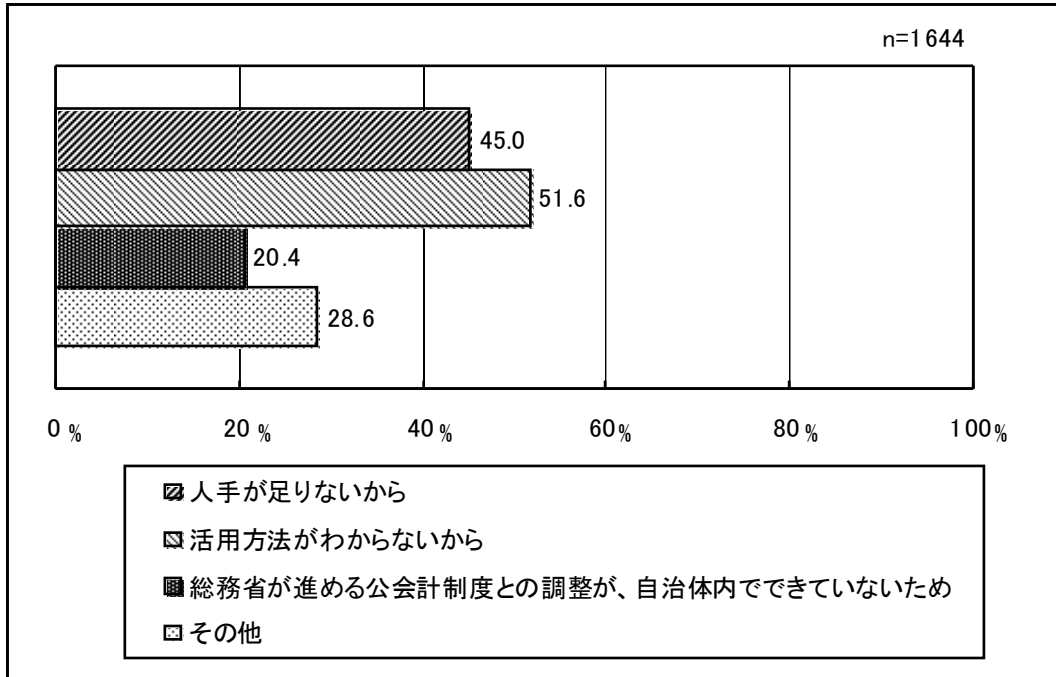
- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済み・作成しているあるいは作成予定の団体に、財務書類の今後の活用方法を伺った。
- ・ 「経年比較・分析を行い、施策に反映する」(74.7%)、「統一の基準に基づいた財務書類を作成することによって、他の自治体と比較する」(72.7%)、「ごみ処理手数料の設定において、根拠資料として利用する」(65.4%)、「住民への情報公開に利用する」(52.8%)の順で回答割合が高かった。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

既存の算出方法による原価と比較した上で、今後の活用方法を検討する。
コストの見直しと削減を検討するために利用。
組合を構成する市・町への組合の財務状況等の説明。
一般廃棄物処理基本計画策定の基礎資料として利用予定。
次年度予算・前年度決算の資料として作成。

設問 12

【問 3. で④と回答された方のみご回答下さい】

一般廃棄物会計を作成しない理由は何ですか。当てはまる項目を全て選び、() 内に○印をお付けください。

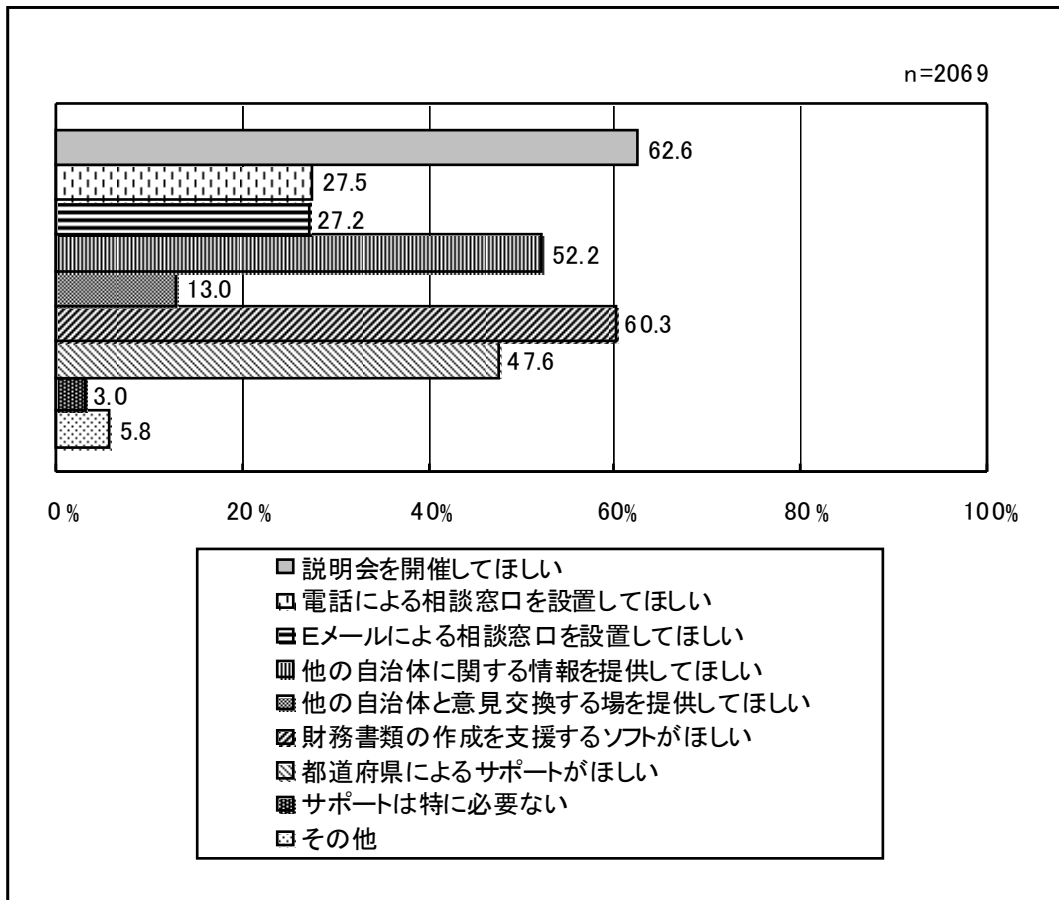


- ・ 一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成する予定がない団体に、財務書類を作成しない理由を伺った。
- ・ 「活用方法がわからないから」(51.6%)、「人手が足りないから」(45.0%)との回答割合が高かった。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

構成する市町村、事務組合との協議が必要であり、未調整のため。
一部事務組合・市などでの独自の原価計算を行っているため。
市町村合併や、組合の解散等の組織変更を予定しているため。
人手と予算が不足しているため。
作成にあたり、数値の収集や作成方法が分からない。
総務省が進める公会計制度との調整が取られていない。総務省が進める公会計制度に着手予定。
事務が煩雑になるため。
一般会計の一部となっているため。
各自自治体で廃棄物の状況は異なっており、地域の実情に合っていないため。
学習時間がなく、余裕もない。予定が立てられない。
他の都市の状況を把握してから検討したいため。

設問 13

一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成するにあたり、どのようなサポートが必要であるとお考えですか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。

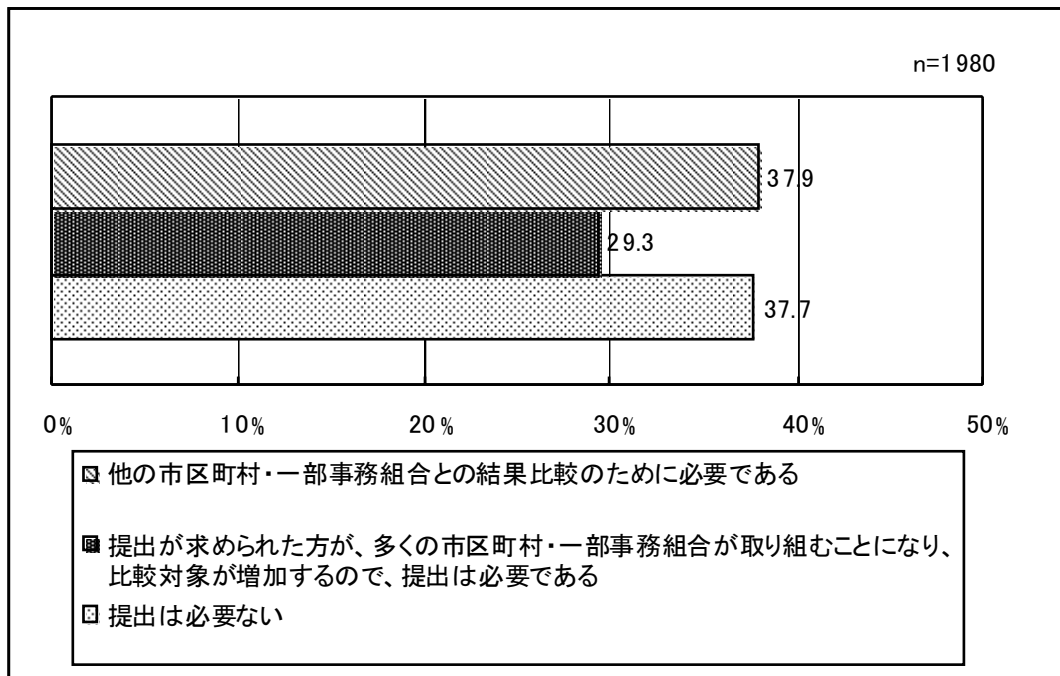


- ・ 全団体に、財務書類作成のために必要はサポート内容を伺った。
- ・ 「説明会を開催してほしい」(62.6%)、「財務書類の作成を支援するソフトがほしい」(60.3%)、「他の自治体に関する情報を提供してほしい」(52.2%)「都道府県によるサポートがほしい」(47.6%)との回答割合が高かった。
- ・ 「サポートは特に必要ない」との回答は3.0%と少なく、サポートに希望する団体が多くなっている。
- ・ その他の具体的記述を以下に示す。

説明会会場が遠い。県内主要箇所で開催するなど、配慮してほしい。
更に簡単に算出できるソフトを開発・無料配布してほしい。
入力方法を簡単にしてほしい。
参考になる活用事例を提示してほしい。
専門家のマンツーマンサポートなど、個別にサポートしてほしい。
全面的な財政支援、有識者への委託費補助など。
Q&Aなどを充実させ、詳細な作成手引きがほしい。
県で統一した簡易版の様式で対応してほしい。
説明会の内容を詳しくしてほしい。
作成に必要な資料等の収集のための考え方などの基準を明確にしてほしい。
財務分析技能を身につけるためなどの人材育成プログラムを充実させてほしい。

設問 14

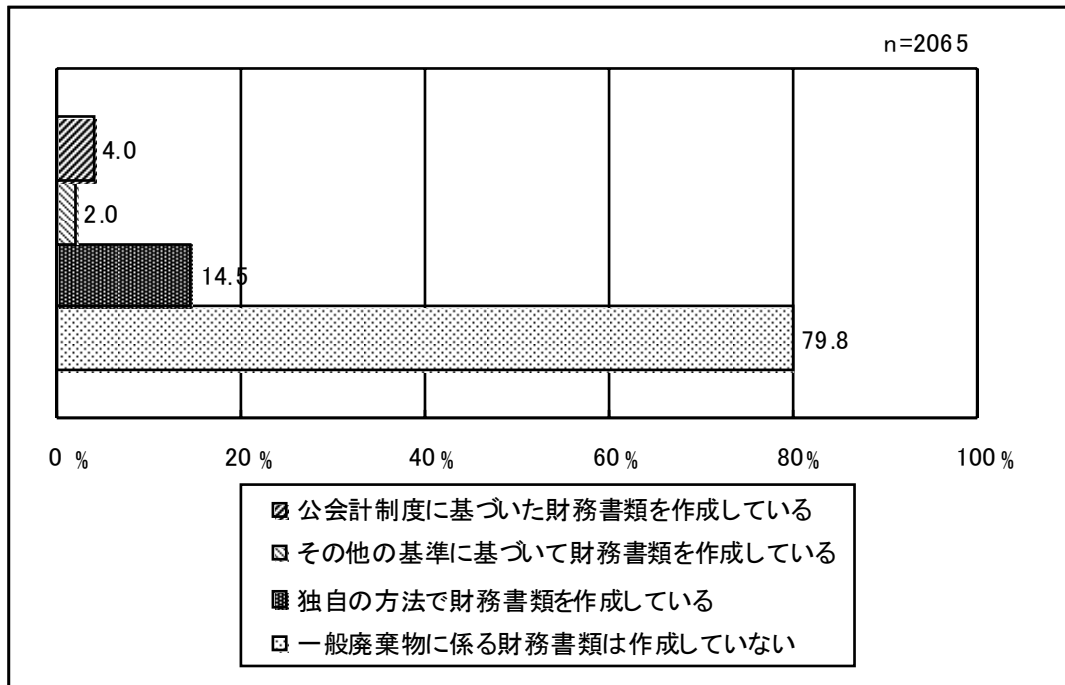
一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類を環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の一環として提出することについて、どのようにお考えですか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 全団体に、一般廃棄物会計基準に基づき作成した財務書類を一般廃棄物処理事業実態調査の一環として提出することに対する考えを伺った。
- ・ 「他の市区町村・一部事務組合との結果比較のために必要である」との回答が4割弱、「提出が求められた方が、多くの市区町村・一部事務組合が取り組むことになり、比較対象が増加するので、提出は必要である」との回答が3割弱である一方、「提出は必要ない」との回答も4割弱あり、意見が分かれている。

設問 15

貴市区町村・一部事務組合では「一般廃棄物会計基準」以外の基準等に基づいて、一般廃棄物に係る財務書類の作成（原価の算出を含む）を行っていますか。該当するものを全て選び、（ ）内に○印をお付けください。

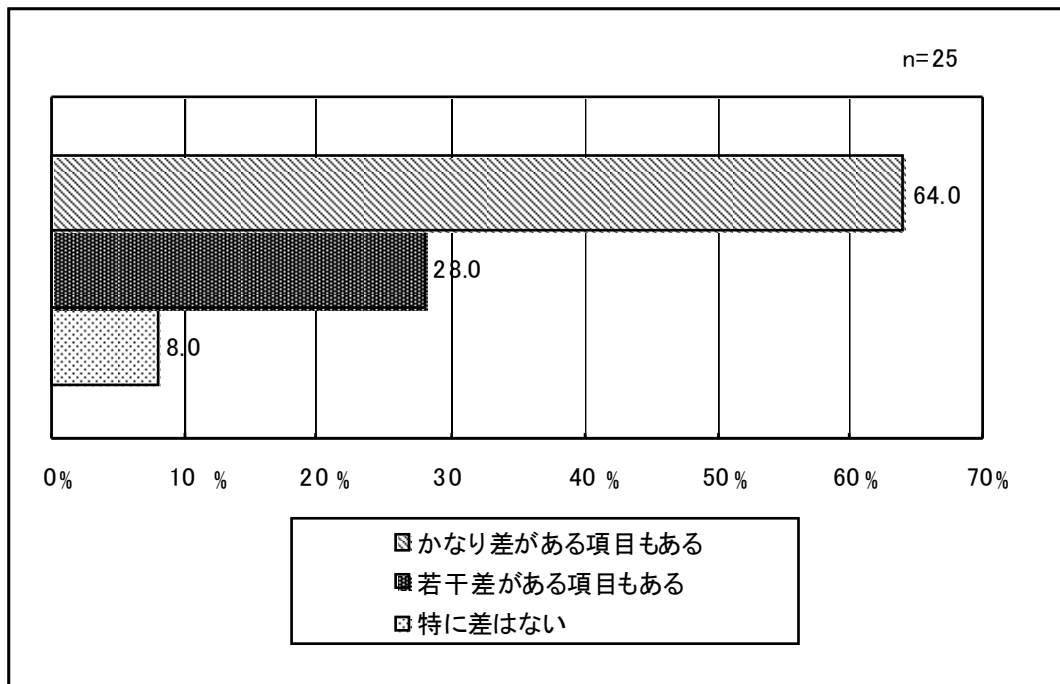


- ・ 全団体に、一般廃棄物会計基準以外の基準に基づく財務書類の作成状況を伺った。
- ・ 「一般廃棄物に係る財務書類は作成していない」との回答が最も多く、8割弱を占めた。
- ・ 「独自の方法で財務書類を作成している」団体は1割強であったが、「公会計制度に基づいた財務書類を作成している」あるいは「その他の基準に基づいて財務書類を作成している」団体は数%以下であった。

設問 16

【問 3. で①②と回答し、かつ、問 15. で①②③と回答された方のみお伺いします。つまり、一般廃棄物会計基準およびそれ以外の基準に基づいて財務書類を作成している方にお伺いします】

「一般廃棄物会計基準」に基づく原価計算結果と、設問 15. で選択した作成方法に基づく原価計算結果に差異はありますか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 「一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作成済みあるいは作成している」かつ「一般廃棄物会計基準以外の基準に基づく財務書類を作成している」団体に、原価計算結果の差異について伺った。
- ・ 「特に差がない」との回答が 8.0%である一方、「かなり差がある項目もある」(64.0%)、「若干差がある項目もある」(28.0%)と、差があるとの回答割合が高かった。

1. 2 都道府県向けアンケート

都道府県における一般廃棄物会計基準の導入サポート体制について把握することを目的に、アンケート調査を実施した。

(1) 調査方法

調査方法を以下に示す。

- ・ 環境省より各都道府県のご担当者に電子メールにてアンケート票を送付し、事務局宛に回答を送付頂いた。

(2) 調査項目

調査項目を以下に示す。

- ・ 一般廃棄物会計基準の認知度
- ・ 都道府県下の市区町村・一部事務組合における一般廃棄物会計基準への取組状況の把握
- ・ 都道府県としての一般廃棄物会計導入サポート状況
- ・ 都道府県としての一般廃棄物会計導入サポート予定
- ・ 都道府県が関与した廃棄物処理施設に関する情報提供状況
- ・ 一般廃棄物会計導入に向けた要望

(3) 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

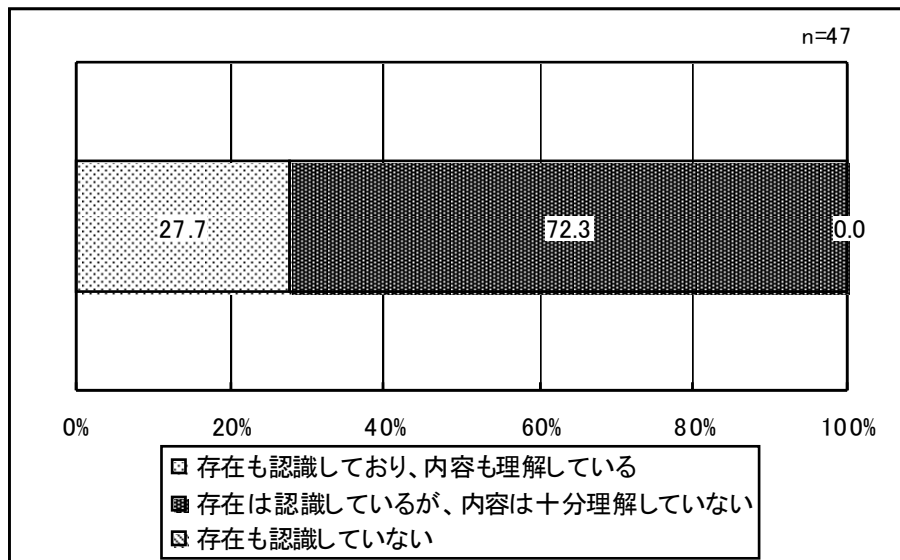
- ・ アンケート対象：47 都道府県
- ・ アンケート回収数：47 都道府県
- ・ 回収率：100%

(4) 集計結果

集計結果を以下に示す。

設問 2

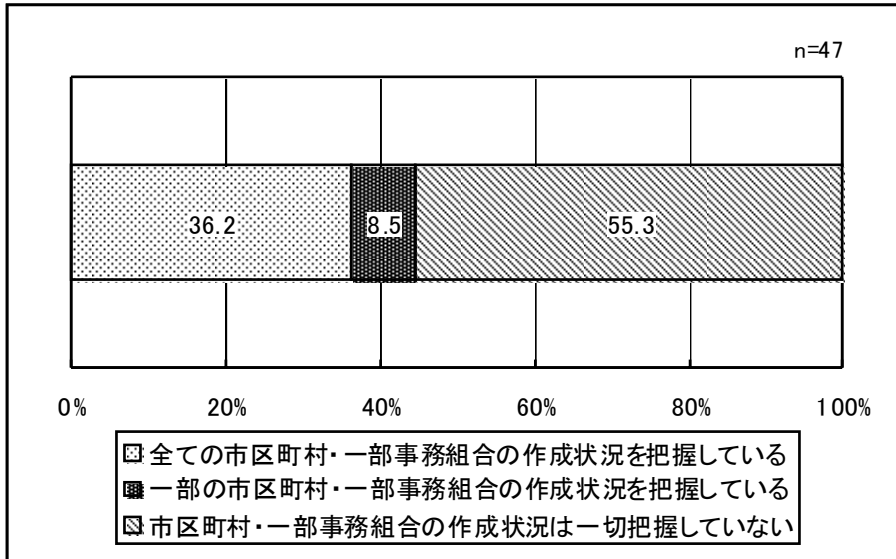
平成 19 年 6 月に環境省が「一般廃棄物会計基準」を策定・公表いたしました。このことに関し、最も近い選択肢を一つ選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 一般廃棄物会計基準について「存在も認識しており、内容も理解している」都道府県が 3 割弱、「存在は認識しているが、内容は十分理解していない」都道府県が 7 割強であった。
- ・ 一方、「存在も認識していない」という都道府県はなかった。

設問 3

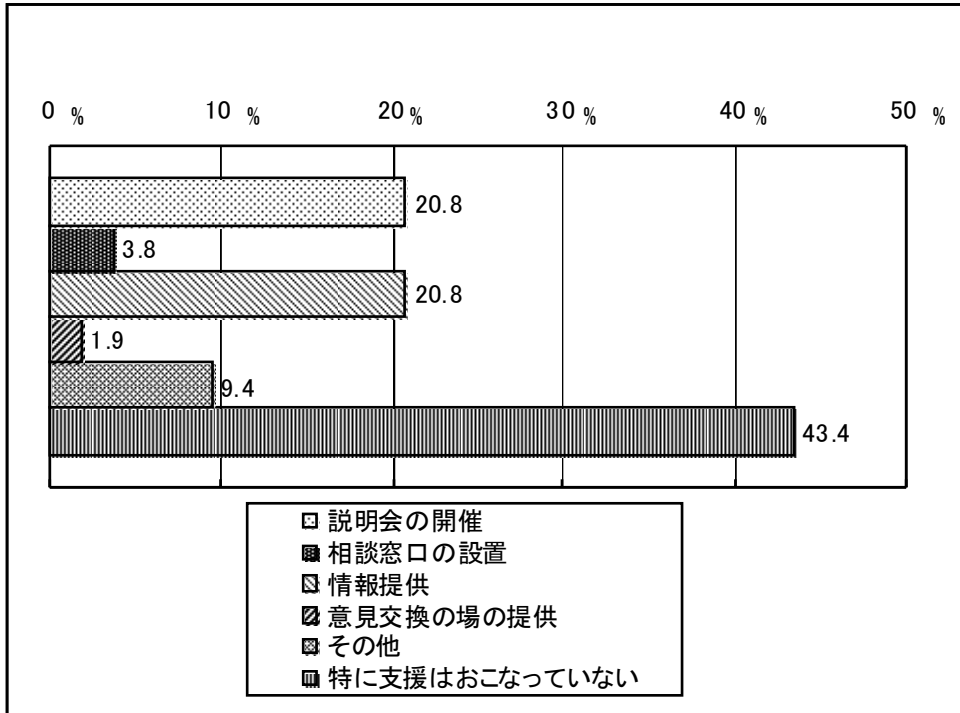
貴都道府県内の市区町村・一部組合の「一般廃棄会計基準」に基づく一般廃棄物に関する財務書類の作成状況を把握していらっしゃいますか。該当するものを一つ選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 「全ての市区町村・一部事務組合の作成状況を把握している」都道府県は、4割弱であった。当該都道府県の市区町村・一部事務組合における作成状況を見ると、11件中8件の都道府県において、作成割合が0%であり、一つの都道府県を除くと、作成割合はかなり低くなっている。
- ・ 「一部の市区町村・一部事務組合の作成状況を把握している」都道府県は、1割弱であり、当該都道府県の市区町村・一部事務組合における作成状況を見ると、作成している市区町村・一部事務組合が合計で5件と、かなり少なくなっている。

設問 4

貴都道府県では、市区町村・一部事務組合に対して、一般廃棄物会計基準の導入を支援するために現在どのような活動を行っていますか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



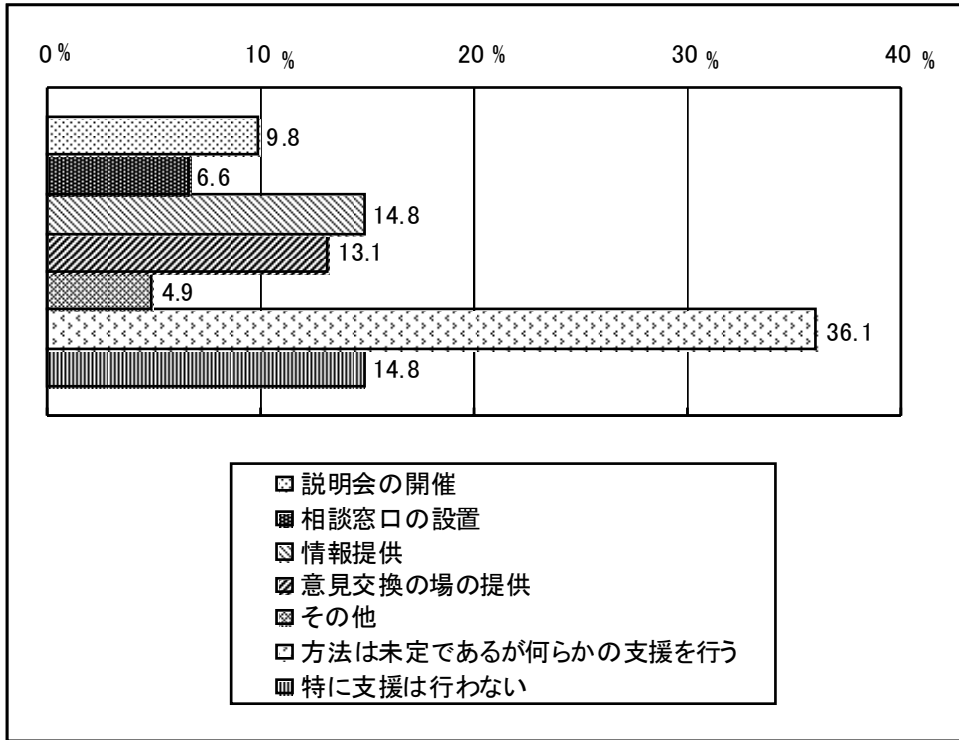
『説明会開催』と回答した都道府県の説明会開催回数

説明会開催回数 (回)	件数 (件)
1	9
2	1
4	1
平均	0.73 回

- ・ 都道府県による一般廃棄物会計導入支援状況について、質問したところ、「特に支援を行っていない」という都道府県が最も多く、4割強であった。
- ・ 一般廃棄物会計導入支援をとして「説明会の開催」「情報提供」を行っている都道府県がそれぞれ2割強であった。
- ・ 説明会の開催回数は1回との回答が11件中9件であった。

設問 5

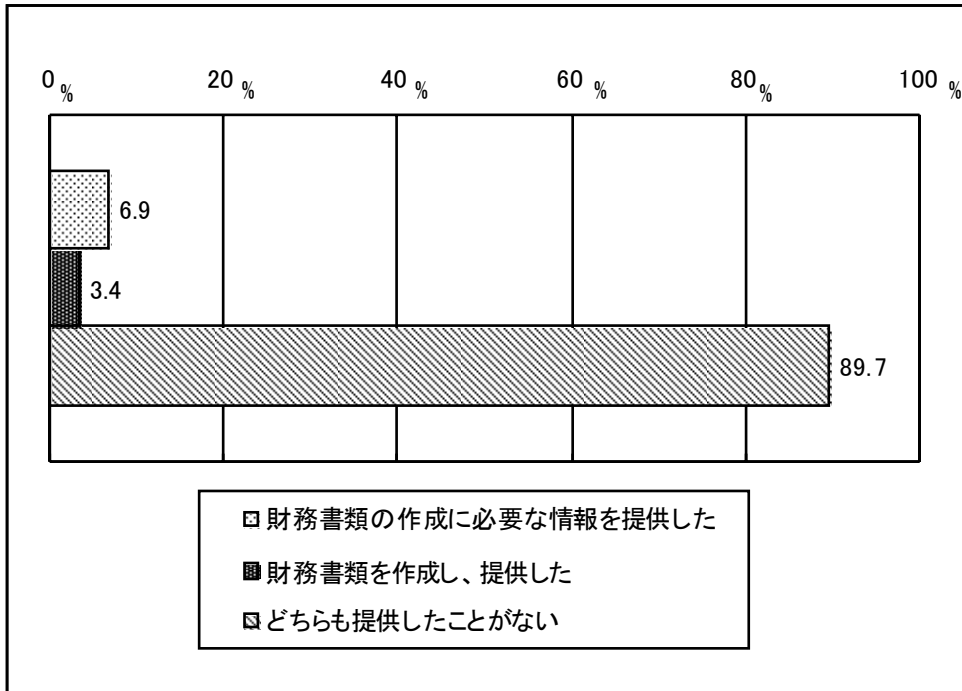
貴都道府県では、市区町村・一部事務組合に対して、一般廃棄物会計基準の導入を支援するために今後どのような活動を行う予定ですか。該当するものをすべて選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 都道府県による一般廃棄物会計導入支援の予定について、質問したところ、「方法は未定であるが何らかの支援を行う」という都道府県が最も多く、4割弱であった。次に多い支援活動としては、「情報提供」(14.8%)、「意見交換の場の提供」(13.1%)との回答であった。
- ・ 「特に支援は行わない」という都道府県は、少なく1割強であった。

設問 6

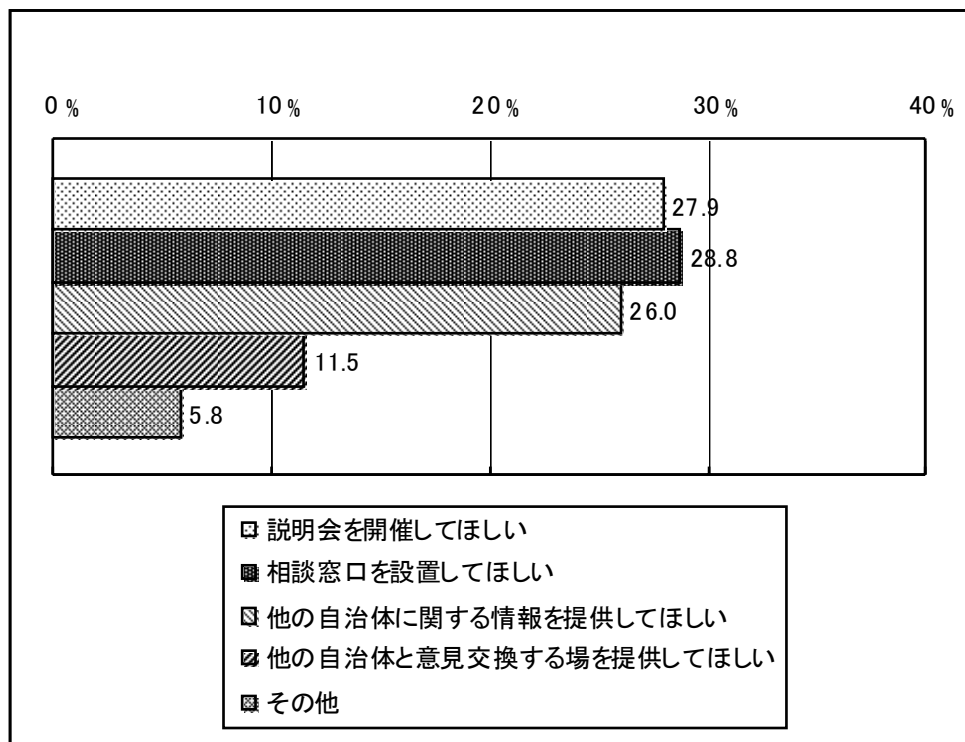
貴都道府県では、都道府県が関与した廃棄物処理施設（自ら管理運営等する最終処分場を含む）において、市区町村・一部事務組合の一般廃棄物処理を行っている場合に、市区町村・一部事務組合に対して、当該施設における処理に関する情報あるいは財政書類を提供しましたか。該当するものを全て選び、（ ）内に○印をお付けください。



- ・ 都道府県が関与した廃棄物処理施設に関する情報提供状況については、「財務書類に必要な情報・財務書類のいずれも提供したことがない」都道府県が9割弱と大半を占めた。

設問 7

一般廃棄物会計基準の導入促進に向け、どのようなご要望がございますか。該当するものを全て選び、() 内に○印をお付けください。



- ・ 一般廃棄物会計導入に向けた要望として多かったものは、「相談窓口を設置してほしい」(28.8%)、「説明会を開催してほしい」(27.9%)、「他の自治体に関する情報を提供してほしい」(26.0%)であった。

1. 3 アンケート結果のまとめ

1.1 及び 1.2 のアンケート結果より得られた自治体における一般廃棄物会計基準の取組状況及び取組促進方策について整理する。

■市区町村・一部事務組合による取組状況

- ・ 市区町村・一部事務組合の中で一般廃棄物会計基準に基づいた財務書類を作成済み・作成中である団体は、77団体とかなり少ない。
- ・ 作成しない理由としては、「活用方法がわからない」「人手が足りないから」という理由が大部分を占めており、先進的な自治体による具体的な活用事例を示すとともに、より簡単に活用できる支援ツールの開発が求められていると言えよう。
- ・ 作成している団体の多くは、1,2名の担当者が100時間以上の時間をかけて、財務書類を作成しており、その原因として「入力する情報が多すぎる」こと、「過去の資料を見つける際の手間」が挙げられている。支援ツールを活用する際、必ずしも入力する必要がない項目もあるため、そのような項目を明確にすることで、入力の労力を軽減することが可能である。また、「ツールシステムの全体像や具体的な入力方法がわかりにくい」といった回答もあり、支援ツールの改善で対応可能な点であると考えられる。過去の資料調査については、2年度目からは不要になることから、初年度に限定された課題であり、2年度目以降の作業時間等のデータを収集・公表することも一案であろう。

■財務書類の活用方法

- ・ 「経年比較・分析による施策への反映」「他自治体との比較」といった内部管理目的で財務書類を活用することを考えている自治体が多い。
- ・ 経年比較については有効な活用方法であるが、当然のことながら一年度分の財務書類を作成しただけでは実施することができないため、継続的に財務書類の作成を行う必要がある。継続的な作成を後押しするため、経年比較・分析方法の具体的方法を示すことが有効であろう。
- ・ 他自治体との比較については、一般廃棄物処理事業の規模が類似している自治体との比較や収集方式・処理方式の違いによる結果の検証等が有効であり、多くの自治体による財務書類の作成・結果公表が前提となる。また、一般廃棄物処理実態調査の一環として財務書類を提出することについて肯定的意見が多かったため、財務書類作成に取り組むためのインセンティブのひとつとして、一般廃棄物処理実態調査の調査項目への追加検討も有効な方策であると考えられる。

■都道府県による支援状況

- ・ 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成に対して現在何らかの支援を行っている都道府県が半数以上を締め、今後支援活動を行う予定の都道府県を含めると8割以上となっており、廃棄物会計基準の普及促進に向け、都道府県の支援に期待がかかる場所である。
- ・ 市区町村・一部事務組合においても、半数近くの団体が都道府県によるサポートを求めており、市区町村・一部事務組合担当者にとって身近な存在である都道府県によるサポートは、ニーズにマッチした支援といえるであろう。

- 都道府県によって現在行われている具体的な支援方法としては、説明会の開催や情報提供があげられたが、今後の支援方法としては具体的な支援方法が決まっていない都道府県が多い。都道府県に対して具体的な支援方法を提供することで、より有効な支援が実施されと考えられる。
- また都道府県の要望として、相談窓口の設置や説明会の開催が挙げられており、国による都道府県支援、都道府県による市区町村・一部事務組合支援という二段階支援が具体的支援方策の一つのとして有効であろう。

2. 一般廃棄物会計基準の説明会・個別相談会開催結果

「一般廃棄物会計基準」の普及促進を目的とする説明会及び個別相談会を開催した。以下、説明会及び個別相談会の開催結果を示す。

2. 1 説明会開催結果

「一般廃棄物会計基準」の普及促進を目的とする説明会を全国13カ所（札幌、青森、仙台、東京（2回）、金沢、名古屋、大阪、広島、松江、高松、福岡、鹿児島）にて平成20年10月3日～12月9日にかけて開催した。

説明会では、一般廃棄物会計基準の内容の周知徹底を図るとともに、会計基準に基づく財務書類の作成方法・手順の説明を行った。また、質疑応答の時間を設けることで、参加者の一層の理解促進に努めた。

（1）説明会出席状況

説明会への出席状況を表2-1に示した。

表 2 - 1 平成 20 年度一般廃棄物会計基準説明会 出席状況

地区	自治体数	参加自治体数		参加人数	内訳							開催場所 日時	開催順
	市町村	市町村 (%)	一部 事務組合		県	県の出先 機関	市	区	町	村	一部事務 組合		
北海道	180	28 (15.5%)	7	43	1	1	15		13	0	7	札幌市 11月12日	⑦
東北	230	16 (6.9%)	8	33	5	1	6		9	1	8	仙台市 12月8日	⑫
		33 (14.3%)	10	50	1	0	8		19	6	10	青森市 12月9日	⑬
関東	489	35 (7.1%)	21	67	5	0	28	4	3	0	21	千代田区 10月3日	①
		47 (9.6%)	18	75	3	0	29	9	9	0	18	豊島区 11月4日	⑥
北陸	51	13 (25.4%)	8	28	3	0	7		6	0	8	金沢市 10月14日	③
中部	132	51 (38.6%)	21	80	1	0	36		15	0	21	名古屋市 10月29日	⑤
近畿	205	56 (27.3%)	15	87	5	0	48		8	0	15	大阪市 10月27日	④
中国	110	16 (14.5%)	3	31	3	0	16		0	0	3	広島市 11月17日	⑧
		13 (11.8%)	6	24	1	0	10		0	3	6	松江市 10月6日	②
四国	95	17 (17.8%)	5	30	3	0	12		5	0	5	高松市 12月1日	⑪
九州	290	36 (12.4%)	21	70	5	0	22		13	1	21	福岡市 11月18日	⑨
		14 (4.8%)	7	23	1	0	10		4	0	7	鹿児島市 11月26日	⑩
合計	1,782	375 (21.0%)	150	641	37	2	247	13	104	11	150		

※市町村数は平成 20 年 11 月 1 日現在 (総務省 <http://www.soumu.go.jp/gapei/>)

(2) 説明会での主な質疑応答

説明会での主な質疑応答を以下に示す（以下、質問、回答の順に記載）。

①一般廃棄物の分類について

- ・一般廃棄物会計基準では一般廃棄物を 20 種類に分類しているが、実際にはこのような分類にて区分していない場合はどのように扱えばよいか。
- 一般廃棄物会計基準では便宜上、20 種類の分類を採用している。これは、将来的に、自治体間の原価等を横並びにて確認する際に、整合性をとることを目的としている。現状、この 20 種類にて分別収集していない場合、市町村の判断によって分類を変えることを妨げるものではないが、上記の点に配慮いただきたい。

②人件費の取扱について

- ・部門毎の人件費をどのように考えるべきか。
- 直接的に廃棄物処理事業に携わった方の人件費は各部門の人件費として計上し、その他は管理部門の人件費として計上していただきたい。ただし、自治体によって、その切り分けが明確でないことも考えられるため、その点をご判断いただきたい。

③支援ツールについて

- ・支援ツールは試行段階のものと理解してよいか。そうであれば、いつ頃、完成したツールが公表されるのか。
- 現在公表している支援ツールは試行段階のものではなく、計算を行う上では、完成形と理解いただきたい。ただし、改良すべき点等があることは理解しているため、今後、環境省としても予算を確保し、対応していきたい。
- ・ツールを利用する際、コメントを入力したり、他の情報からリンクさせてデータ入力することは可能か。
- 現在のツールで、データが入力されていない箇所については、どのように使っていただいても問題ないので、コメントの入力は可能である。また、他のシートとリンクを張ることも可能である。
- ・追加投資部分の入力欄が足りないがどのように扱えばよいか。
- 追加投資の内容や投資年度、想定耐用年数などを勘案して 5 件に集約して入力していただきたい。

④市町村と一部事務組合との連結について

- ・市町村と一部事務組合との連結はどのようにしたらいいのか。
各市町村の経費負担割合は、業務ごとにことなっている。どのような比率で連結したらよいか。
- 基準の p.4に「連結の手法」について、記載がある。連結割合については、各構成団体の経費負担割合に応じた比例連結を、基準において規定している。個別の状況にどのように対応するのかは、検討の必要がある。

⑤廃棄物処理事業原価計算の手引きとの相違点

- ・「廃棄物処理事業原価計算の手引き」と「一般廃棄物会計基準」の比較表を作成したとの説明があったが、具体的にどのような内容が該当するのか。
- 基本的なものの考え方には差はない。一般廃棄物会計基準の原価計算では、計画費用を含めないなど、細かい部分で差がある。

⑥パッカー車とプレス車の相違点について

- ・パッカー車とプレス車の違いは、何か。
- パッカー車は、回転板のみを有する自動車であり、プレス車は、回転板に加え、圧縮装置を搭載している自動車である。

⑦のべ収集運搬時間について

- ・収集運搬部門にてのべ収集運搬時間を試算することとなっているが日によって異なっているため正確なのべ収集運搬時間を算出することができない状況である。この場合、正確な原価を算出することができないのではないか。
- のべ稼働時間は収集運搬時に混載している場合において品目按分の指標として使用している。混載がなければ原価算出には直接的に影響しない。

⑧施設等の耐用年数について

- ・施設等の耐用年数はどのような値を用いるべきか。
- 耐用年数の参考として、入力・出力マニュアル (P27) に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令 15 号の一部)」を掲載している。基本的には、本省令における施設等の耐用年数をご活用いただきたい。

⑨一般廃棄物会計基準の今後の方向性について

- ・一般廃棄物会計基準の今後の方向性についてどのように考えているか。
- 例えば、実態調査の中で一般廃棄物会計基準に基づく試算結果を提出いただくことも内部では議論している。ただし、現在の市町村の取組状況や試算された数字の取り扱い

方法等を踏まえると早い段階にて実態調査等により、試算を義務づけることは難しいと考えている。今後、市町村の取組状況等を鑑み、検討していきたい。

・一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成の義務化についてはどのようにお考えか。
→義務化は当面ないと考えている。財務書類作成ツールの充実などが必要条件と考えている。ただし、総務省が主導している新公会計制度の浸透が早ければ、廃棄物会計の義務化が早まるなど、当面義務化しないと切り切れる訳ではない。

・一般廃棄物会計基準を公表した目的は、自治体の支援なのか。将来的に会計基準に基づく財務書類の作成と、実態調査がリンクすることがあるのか。

→会計基準は説明にもあったとおりあくまでも技術的助言である。また、実態調査との重複については、昨年度から指摘を受けているところであり、検討は続けていきたい。ただ、実態調査は指定統計となっているため、内容を変更するには諸手続きが必要。どの項目について情報収集するのかなど、今後検討すべき事項もある。すぐに実態調査とリンクさせることは難しいかもしれないが、実現する場合はフォーマットについても検討したい。

・「標準的手法の整備」との説明があったが、このような内容については、国が一律に決めてほしい。その方が早く比較が可能になると考える。

→同じようなご意見を他の自治体からもいただいている。企業会計同様に、運用段階における解釈の違いがあり、多くの自治体に試行していただいた結果を吸い上げないと、決められないことも多い。

・基準については、積極的助言であるとの話であったが、環境省の基準と異なった形で原価の公表を行っている場合がある。算出方法が異なるので、当然原価計算の結果も異なっており、2つの結果を公表するわけにはいかない。全国的に、基準に沿った財務書類を出して下さいということなのか、今のままの原価計算で対応していいということなのか。

→従来の方法による結果と基準による結果が異なる場合は、異なる根拠を示して、当面は結果を併記いただきたい。廃棄物会計基準の動きは、公会計に先行するもので、将来的に公会計が本格的に導入された際にも、廃棄物会計基準に慣れて頂くことは有用であると考えます。

・廃棄物会計に基づく財務書類の作成は、義務化されるのか。

→来年・再来年にすぐ義務化されるといったことはない。

- ・基準の改正、ツールの改訂等はいつを予定しているのか。
- 基準について、根本的な部分に関する改正を行う予定はない。ツールについては、基本的にできていると認識している。基準の細かい解釈については、今後詰めていく予定であり、本年度有識者を含めたワークショップも開催している。

2. 2 個別相談会開催結果

個別相談会については、2. 1にて開催結果を示した説明会と同日に全国7カ所(札幌、東京(2回)、名古屋、大阪、松江、高松)にて実施した。

個別相談会では、一般廃棄物会計基準に基づき財務書類を既に作成されている、あるいは現在作成中の市町村等を対象に、財務書類作成上の質問等について対応した。

(1) 個別相談会出席状況

個別相談会への出席状況を表2-2に示した。

表2-2 個別相談会出席状況

開催場所	日時	参加自治体数
北海道札幌市	11月12日(水)	1
東京都千代田区	10月3日(金)	1
東京都豊島区	11月4日(火)	4
愛知県名古屋市	10月29日(水)	1
大阪府大阪市	10月27日(月)	1
島根県松江市	10月6日(月)	1
香川県高松市	12月1日(月)	3

(2) 個別相談会での主な質疑応答

説明会での主な質疑応答を以下に示す（以下、質問、回答の順に記載）。

①収集運搬部門について

- ・収集運搬部門の委託業者によるものでは、1業者がいくつもの品目を請け負っており、収集回数が品目により違うなど、費用のかかり方が品目によって違うように思う。現状の原価計算では品目毎の収集運搬量・投入量で委託料を按分していると考えますが、問題はないのか。
 - 収集運搬部門については、例えば基準 37 ページにあるとおり、容積で委託料を按分している。より合理的な按分方法があれば、その方法に拠っても構わない。

- ・収集車両について、以前は直営にて収集を行っていた（市の保有する車両にて収集を行っていた）が、現在は業者に委託している。なお、市の保有している車両（市から貸し出し）及び業者が保有している車両にて収集を行っている状況である。この場合どのように取り扱うべきか。
 - 市の保有している車両については、市の資産と考えられる。支援ツール上は、見かけ上、収集運搬を直営にて実施していることとし、計算を行うことが望ましい。なお、実際は委託にて収集運搬を実施していることを説明しておく必要がある。

- ・ペットボトルについて、一部の地区のみ 10 月から市回収（先行実施・委託業者）しているが、どのように入力するか。なお、その他の地区は拠点回収で、拠点から資源化部門までは委託により運搬している。拠点には小売店管理のものと、市管理のものがある。また、運搬と資源化とは一括委託している。
 - 市管理の拠点については、拠点管理費用が直営、拠点から資源化部門までの運搬については、委託扱いとなる。先行実施している市回収については委託しているとのことなので、委託として入力する。なお、運搬と資源化の区分については、何らかの方法により区分できれば区分し、区分できなければ財務書類に区分していない旨を注記する。

- ・2表(1)において、収集運搬量を家庭系・事業系に区分して入力するようになっているが区分して把握していない。この場合、どのように入力すればよいか。
 - 支援ツールを活用する範囲においては、例えば、家庭系へ一本化して入力して構わない。

- ・収集運搬部門で、直営から委託へ引き継いでいるケースがあるが、どのように入力すればよいか。

→委託分を直営に物件費として入力していただきたい。ただし、原価計算書の総括表においては、この方法で問題ないが、別紙においては委託の欄が空欄になるので、注意が必要となる。

- ・収集運搬部門の管理棟があり、作業員の入浴施設などが含まれる。この建物等は収集運搬部門か、管理部門か。

→収集運搬部門とする。

②中間処理部門について

- ・一部事務組合へ支払っている分担金は、中間処理と最終処分を一括したのとなっている。データの入力にあたっては、どのように対応したらいいか。

→中間処理分の分担金と、最終処分分の分担金がなんらかの方法で按分することができるならば、按分した金額を中間処理部門の分担金と最終処分部門の分担金に分けて入力いただきたい。ただし、按分できない場合は、中間処理部門の分担金として入力いただき、注釈をつけていただきたい。

- ・可燃ごみは直営の焼却施設で焼却処理した後、焼却残渣を委託で最終処分場まで運搬している。シート 2.において、可燃ごみの中間処理部門には民間委託、直営のそれぞれに「1」をつける必要があるか。また、アルミ缶やペットボトルのような資源物においても処理残渣は直営の最終処分場に運び込んでいることから、資源化部門欄に「1」をつけるのはもちろんのこと、最終処分部門欄の直営に「1」をつける必要があるか。

→一点目については、可燃ごみの中間処理部門には直営に「1」を最終処分部門には直営に「1」を記入する。

二点目については、ご理解のとおり。資源化工程で発生するアルミ缶やペットボトルの処理残渣量を把握できているのであれば、その最終処分費用を算定することが可能となる。

- ・金属類を磁力選別する工程は「資源化」と扱ってよいか。

→一般廃棄物会計基準上は、金属類の磁力選別は「中間処理」と扱っていただきたい。

③最終処分場について

- ・閉鎖後の最終処分場については、『よくある質問集』では「閉鎖後の最終処分場については、埋立量が発生しないため原価計算の対象となりませんが、資産管理の観点から入力対象としてください。」とある。実際の入力では、シート 6.3 に全項目を入力するとの理解でよいか。
- ご理解のとおり、シート 6.3 に該当する項目は全て入力することを推奨する。ただし、A83 にあるとおり、シート 6.3 に入力する項目が全てではない。最終処分場の管理に伴う費用は行政コストの対象となるので、行政コスト計算書.xls にも入力が必要となる。

④資源化部門について

- ・資源化部門において、施設・設備は直営、運転管理を委託の場合、どのように入力したらよいか。のべ稼働時間は、入力しなくても問題ないか。
- 委託料を物件費に入力すればよい。人件費は0円。のべ稼働時間は、人件費にのみ反映されるので、入力する必要はない。

⑤管理部門について

- ・管理部門 ④その他費用に議会、監査に関する費用を記入する枠がない。
- 基準の 3.4.2.1「経常業務費用」にあるとおり、行政コスト計算書 経常業務費用のうち、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」に該当する。指摘のとおり、欄を用意していないため、該当しない項目があれば、その項目の内容を書き換えて、入力いただきたい。

⑥行政コスト計算書について

- ・行政コスト計算書に閉鎖した最終処分場にかかる費用（減価償却費、償還利子等）を含めてよろしいか。
- 基準 p.93 3.4.2.1「経常業務費用」にあるように、閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用は、行政コスト計算書に含めていただきたい。
- ・主に不法投棄業務に従事している職員の人件費は管理部門に含んでよろしいのか。
- 不法投棄業務に関しては、原価計算の管理部門には含めず、行政コスト計算書の経常業務費用としていただきたい。
- ・閉鎖後処分場に係るランニングコストはどのように扱うか。
- 閉鎖後処分場に関しては、行政コスト計算書の対象項目として整理いただきたい。原価計算の対象にはならない。

- ・普及啓発に係わる費用（人件費等）はどこに入れるべきか。
- 普及啓発に係わる費用は原価には入れず、行政コスト計算書に入力いただきたい。

⑦支援ツールへの入力方法について

- ・表7-3について、なぜ土地、建物を%で入力するのか。また、入力は小数点以下も入力してよいのか。
- 本ツールは、小規模自治体も利用することを想定したものであり、土地・建物などの個別に事業費を把握できない場合に対応している。個別の事業費が把握できる場合は、各セルに、「個別事業費／事業費総額」の数式を入力いただきたい。

⑧減価償却について

- ・例えば、工場が建設から25年経過後に、大規模な改修工事を行った場合、減価償却はどのように考えればよいか。当初建設の費用についても残存価額が残っていれば、入力対象となるのか。その場合、減価償却した分は除いた費用を入力することとなるのか。
- 大規模改修工事の場合は、追加投資として減価償却する。当初建設の費用については、取得価額にて入力する。

⑨耐用年数について

- ・パッカー車の耐用年数は4年としているが、月単位まで考慮しなくてよいか。年度の途中にてパッカー車を購入した場合、購入年度への減価償却は当該年度分のみ（数ヶ月分）計上することとしている。
- 一般廃棄物会計基準では原則、年単位にて減価償却費用を算出することとしている。

⑩人件費について

- ・退職給付引当金についてはどのような値を用いればよいか。
- 基本的な考え方としては、平均的な入庁年齢と定年年齢の差を想定勤続年数とし、定年退職した場合の退職金を想定退職金としている。現実的には全員が定年まで勤務することは考えられないため、やや高めに算定している可能性があり、そのことを理解の上、入力していただきたい。
- ・退職給付金引当金繰入額相当額については、平均的な入庁年齢、退庁年齢、退職金額とから算出するようにとのことだが、この考え方を伺いたい。
- 一般廃棄物会計基準とは別に退職給付金引当金や引当金繰入額を算定している自治体においては、そのデータを使用した方が精緻な財務書類の作成が可能である。この算出方法は、そのような算定をしていない自治体が概算で算出可能なよう示したものである。

- ・「共通物件費」はあるが、「共通的人件費」はないが、どのように入力するか。管理部門における人件費や、収集運搬部門の施設で勤務している職員の人件費はどのように入力するか。

→前者は、管理部門（シート 8.）、後者は収集運搬部門（5.10）で入力する。

- ・表 5-10 について、臨時職員の人件費に社会保険等の事業所負担分も加算してよいのか。

→ご理解のとおり。

⑪物件費について

- ・5.11 表の収集運搬部門における特定の施設に係る物件費と、5.12 表に収集運搬部門における共通物件費との違いはなにか、施設を特定することが困難な場合、無理をして施設に配賦する意味はあるのか。

→本ツールでは、5.11 表の収集運搬部門における特定の施設に係る物件費と 5.12 表に収集運搬部門における共通物件費の配賦方法は同じであり、施設に配賦する必要はない。ただし、独自のツールを用いて、収集運搬部門における特定の施設における物件費を、特定の廃棄物種類に配賦することを妨げるものではない。

⑫他の市町村からの受入分について

- ・他の市町村から委託を受け、処理を行っているものについてはどのように扱うべきか。

→一般廃棄物処理の範囲をどのように考えるか次第である。

他の市町村からの委託分までを自らの一般廃棄物の処理範囲ととらえるのであれば、例えば「許可業者及び持込による受入量」等に数値を加えることも考えられる。なお、いずれの場合も説明がつけられるようにしておくことが求められる。

⑬市町村合併に伴う施設の取扱について

- ・合併前の旧市町村の保有していた施設のうち現在稼働していないものについてはどのように扱うべきか。なお、比較的新しい施設と古い施設とがある。

→例えば、最終処分場のメンテナンスのための費用等、現在費用が発生している場合は、原価に計上することが望ましい。原価に含めるか否かについては、貴市の判断次第である。

- ・合併前には実際に処理を行っていた施設が、現在は廃棄物の受入のみを行っている場合はどのように扱えばよいか。

→収集運搬部門における施設と考えていただきたい。

⑭汎用データについて

- ・収集運搬や中間処理等の施設の事業費総額は決算書類等からデータを集めることができるが、その内訳（土地取得費、施設建設費等）については、データが存在しない状況である。内訳の汎用値は用意されていないのか。
- 内訳の汎用値は用意していない。本来であれば、内訳ごとに費用がわかればよいが、そのような詳細なデータはないことが多い。大まかな割合を入力いただきたい。

⑮自治体間比較について

- ・自治体間の比較可能性については、どのように理解すればよいか。
- 自治体間の比較については、複数の自治体から要望を伺っている。条件が統一されていない部分もあるので、現時点では単純な比較は難しいと考えている。

⑯集団回収報奨金の取扱について

- ・平成 19 年度より、一部、区による収集から集団回収へ移行しており、集団回収には、報奨金を交付している。この点については、財務書類の作成にあたってはどのように対応するか。
- 一般廃棄物処理事業としての支出と判断すれば対象、地域コミュニティの活性化が目的の支出であれば対象外となる。一部を対象とすることも可能である。予算の所管が廃棄物担当部局か否かは判断基準とはしないのが基本的考えである。

⑰契約形態について

- ・直営の施設で作業を民間委託している場合の表 2（4）の入力は直営だけでいいのか。それとも民間委託にも入力するのか。入力した場合、表 7-1 の入力はどうなるのか。
- 表 2（4）については、直営のセルに「1」を入力いただきたい。（ツールに関するFAQ Q16 参照）表 7-1 については、入力せず、該当する作業部門の特定に施設に係る物件費の箇所委託料を入力いただきたい。（ツールに関するFAQ Q73 参照）
- ・表 5-1 の入力について、委託業者に全種類委託しており契約が種類ごとでなく一括である場合、入力は全種類を選択し委託料も一括して入力してよろしいか。
- ご理解のとおり。なお、直営のデータを参考に品目区分に配賦するなどの方法も考えられる。

⑱その他

- ・廃油を回収し、BDF を精製しているがこれはどの分類に入力すべきか。
- 「その他の資源ごみ」に入力いただきたい。なお、廃油個別に係る原価を計算したい場合は、「その他資源ごみ」に廃油のみに係る費用を入力いただくことで対応可能である。

- ・家庭、事業者からの剪定枝を収集し、公共施設（公園など）において発生する剪定枝と併せて委託している。どのように入力するか。

→公共施設発生分の費用を差し引いて、一般廃棄物分の費用を入力する。

- ・不燃残渣（びん、カン、ペットボトルをリサイクルプラザで資源化した際の残渣）は、どのように整理するか。

→品目区分は各区分として扱う。例えば、ペットボトルとして回収し、資源化後発生した残渣を焼却した場合は、ペットボトルを中間処理部門にて扱ったものとして、数量、金額等を入力する。

- ・還元施設に係る収益は、指定管理者の収入となっている。この場合は、計上しなくて良いか。

→詳細状況を整理した上で、適切な入力をしていただきたい。指定管理者への委託料等を入力すれば、還元施設に係る収益は必ずしも入力必須ではないと考えられる。なお、還元施設に係る収益を明示的に入力する必要がある場合には、収益分を委託料等に上乘せするなど適切な処理をする必要がある。

- ・本市では、直営で収集した粗大ごみの一部を年に数回のイベントで市民に無料で還元している。その量をシート 3. の (3) において、粗大ごみの資源化量として加えてもよいか。

→粗大ごみの市民への無料還元を資源化量と定義されている場合はご理解のとおりと考える。市民へ無料還元する製品には、何らかの手を加えている場合は、回収と資源化に係るコストが粗大ごみのコストにプラスされることとなる。

⑱ その他意見・要望等

- ・今年度より、従来の方法から、一般廃棄物会計基準に基づいた算出方法に切り替える予定である。算出結果が異なる場合、その違いを説明する必要がある。
- ・ツールの入力欄については、基本的には問題なかった。ただし、資源化の委託業者が多いため、基礎データの入力欄を増やして対応した。
- ・スラグは実際リサイクルされているので、中間処理への分類には違和感がある。
- ・廃棄物処理の全体の流れを把握していると入力作業がやりやすい。
- ・支援ツールへの入力作業は 1 名（施設管理担当）にて行っている。他の業務もあるため、気がついた時に、少しずつ入力をしている状況。
- ・資産等の取得価額を探すのに手間がかかっている。
- ・環境新聞にて一般廃棄物会計基準の存在を知り、環境省HPより関連資料一式をダウンロードした。

- ・ 一度作成してしまえば、次年度からは比較的容易に作成できるのではないか。
- ・ 合併した場合、過去の資料が揃わないことも多い。

3. 一般廃棄物会計基準に関する質問受付

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」、「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール入力・出力マニュアル」に関する質問受付を行った。受付はインターネット、電子メール、ファックス、電話で行った。また、個別相談会においても質問を受けつけた。

受付件数は114件であり、これを基に作成した「よくある質問集」を次ページ以降に示した。

【よくある質問集】

- ・ 基準、その他
- ・ 支援ツール
- ・ マニュアル

一般廃棄物会計基準等に関する FAQ

(よくある質問集)

(平成 20 年度受付分)

基準

Q 1 (全般) 自治体間の比較可能性については、どのように理解すればよいか。

A 1 自治体間の比較については、複数の自治体から要望を伺っています。条件が統一されていない部分もあるので、現時点では単純な比較は難しいと考えています。

Q 2 (全般) 23 区が構成団体である一部事務組合が定める方式で原価計算を行っている。環境省が定めた基準に基づく方式に移行する必要があるか。按分方法が一部事務組合と環境省とで異なる部分があり、戸惑っている。

A 2 環境省では、自治体同士で比較ができる標準的な手法を目指しております。従来方式と環境方式と差異がある部分については、近隣自治体とともにベストな考え方を検討の上、環境省にその内容をご報告ください。

1.一般廃棄物会計基準の基礎概念

1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

Q 3 (P.3) 本市では、小規模事業所から排出された廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物（以下「小規模事業所ごみ」といいます。))については、家庭から排出された廃棄物と同程度ならば、家庭系廃棄物と一緒に回収しています（事業系は、原則回収しないというスタンスです。)。ただし、小規模事業所ごみは、家庭から排出されたごみと同じ収集者で回収しているため、ごみ量を把握していません。このような場合、家庭系ごみと事業系ごみで分けた方がよいのか、それとも家庭系ごみとしてよいのか、お聞かせ願います。

A 3 貴市の計画収集量やごみ排出量の統計等において、小規模事業場から排出されたごみを、家庭系ごみと区別していないのであれば、会計基準においても特に区別する必要はありません。

1.11 用語の定義

Q 4 (P.5) 収集運搬部門の管理棟がある。作業員の入浴施設などが含まれる。この建物等は収集運搬部門か、管理部門か。

A 4 収集運搬部門としてください。

- Q 5 (P.5)①資源化されるものの収集経費は、収集運搬部門になるのでしょうか？**
②資源化部門とは、収集のための経費は一切カウントしないのでしょうか？(最終処分場までの運搬は除く)。

A 5 ①ご理解のとおりです。②ご理解のとおりです。

1.12 対象とする費目

- Q 6 (P.12) 本町は人口一万人弱の小さな町です。山間部もなく、ほとんど平地で、面積もそんなに広くありませんが、委託業者さんとの話し合いの中で、委託料金について安いという話が良く出ます。市町村の直営で行っている場合との会計基準が同じにはならないかもしれませんが、委託料として支払う場合の最低基準的なものでも良いので、何か指標になるものはありますか。あったら教えてください。**

A 6 現時点では、お尋ねのデータはありません。今後、会計基準が普及し、全国自治体の原価等が開示されることになれば、委託料の妥当性評価等の参考とすることができるようになると思われます。

- Q 7 (P.13) 埋立が終了している借り上げの最終処分場に係る費用はどのように扱うか。発生している主な費用は、最終処分場が農地であった土地を借り上げているため、営農補償のための費用である。**

A 7 埋立が終了しているため、原価計算書の対象にはならず、行政コスト計算書のみの対象となります。

2.一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

2.4.3 原価計算書の対象とする費用

- Q 8 (P.34) 基準及びFAQによれば、不法投棄ごみの処理関係の費用は原価計算に含まないこととなっていますが、本市の場合、各種統計(環境省一般廃棄物処理事業実態調査等)において不法投棄ごみは収集粗大ごみとしてカウントしています。当然廃棄物会計においても同様の考え方で処理をする予定ですが、このことについて問題がありますでしょうか。なお、FAQの回答では「定性的には定常的であっても、定量的には、年ごとの変動がある」ため不法投棄を原価計算の対象としないとありますが、表現が難解で意味がよくわかりません。原価計算の対象となる他の廃棄物は、定量的に年ごとの変動がないものなのでしょうか。**

A 8 会計基準では、不法投棄分については、市民等がルールに従って排出した廃

棄物と区分することとしています。会計基準の策定過程でも、この点については議論があったところで、例えば、ごみ有料化の基準金額を算定する際に不法投棄分を加えた原価で行っているのか等の指摘もあり、原価計算から除外することとしました。この点については、どの考え方が正しいというものはないと思いますが、もし不法投棄分も勘定した上で、原価を算定するのであれば、会計基準の考え方が異なることを関係者で共有するとともに、公表する際には、その点を明示してください。また自治体間で比較する場合には、不法投棄分の費用が加わるため、原価がその分高くなることをご理解ください。

2.4.3.1 人件費

Q 9 (P.35) 退職給付金引当金繰入額相当額については、平均的な入庁年齢、退庁年齢、退職金額とから算出するようにとのことだが、この考え方を伺いたい。

A 9 一般廃棄物会計基準とは別に退職給付金引当金や引当金繰入額を算定している自治体においては、そのデータを使用していただいた方が精緻な財務書類の作成が可能です。ご指摘の算出方法は、そのような算定をしていない自治体が概算で算出可能なよう示したものです。

Q 10 (P.35) ごみ処理施設等建設時の、アセス等の費用、公債費（利子）については、原価計算に算入されると考えるが、設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか？
当方では、平成 18 年度からごみ処理を開始しましたが、平成 11 年度から平成 17 年度までは、建設事業のみ。

A 10 基準に関する F A Q Q6 「中間処理施設の設計、施工監理を担当する部署は、管理部門の対象」と同様の内容となります。ごみ処理施設等建設時の設計、施工監理の人件費、管理費は、管理部門の対象となります。
ただし、該当する施設が明確な場合、建設時（平成 11～17 年度）の人件費を原価計算の対象とし、その費用を事業費に上乗せすることも可能です。その場合、施設、装置、重機のいずれかに配賦し入力してください。

Q 11 (P.35) 最終処分場の設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。

A 11 最終処分場建設時の設計、施工監理の人件費、管理費等は、管理部門の対象となります。

2.4.3.2 物件費

Q 12 (P.35) ①補助金、または交付金により資産を取得した場合の減価償却は、

補助金、または交付金の分を引いたものを対象とするのか。

(資産 200 万円を補助金 120 万円、起債 60 万円、一般市費 20 万円で取得した場合 80 万円÷耐用年数 = 1 年分の減価償却費となるかです)

②補助金と交付金で対応が違うのでしょうか。

A 1 2 1 点目のご質問については、補助金または交付金を差し引く前の取得価額を対象に減価償却してください。なお、補助金または交付金相当分は、減価償却される年の経常移転収入として扱います。(基準の p.34 2.4.3 減価計算書の対象とする費用 4 項目目参照)

2 点目のご質問については、補助金と交付金とでは対応は同一となります。

2.4.4 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法

2.4.4.1 収集運搬部門

Q 1 3 (P.40) 例えば収集運搬部門の委託業者によるものでは、1 業者がいくつもの品目を請け負っており、収集回数が品目により違うなど、費用のかかり方が品目によって違うように思います。

今の原価計算では品目毎の収集運搬量・投入量で委託料を按分していると思いますが、問題はないと考えていいのでしょうか。

A 1 3 収集運搬部門については、例えば基準 37 ページにあるとおり、容積で委託料を按分します。

より合理的な按分方法があるようでしたら、その方法に拠っても問題ありません。

3.一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

3.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成方法

3.4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成

Q 1 4 (P.93) ある年度より、一部、自治体による収集から集団回収へ移行している。集団回収には、6 円/kg の報奨金を交付している。この点については、財務書類の作成にあたってはどのように対応するか。

A 1 4 一般廃棄物処理事業としての支出と判断すれば行政コスト計算の対象、地域コミュニティの活性化が目的の支出であれば対象外となります。一部を対象とすることも可能です。予算の所管が廃棄物担当部局か否かは判断基準とはしないのが基本的考えです。

Q 15 (P.93) 行政コスト計算書に閉鎖した最終処分場にかかる費用（減価償却費、償還利子等）を含めてよろしいか。

A 15 基準 p.93 3.4.2.1 経常業務費用にあるように、閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用は、行政コスト計算書に含めてください。

Q 16 (P.93) 主に不法投棄業務に従事している職員の人件費は管理部門に含んでよろしいのか。

A 16 原価計算の管理部門には含めず、行政コスト計算書の経常業務費用としてください。

Q 17 (P.93) 閉鎖後処分場に係るランニングコストはどのように扱うか。

A 17 行政コスト計算書の対象項目として整理してください。原価計算の対象にはなりません。

Q 18 (P.93) 経常業務費用中 その他 その他費用は、どのような費用が考えられるか。

A 18 想定する費目は特にありません。

3.4.4.1 経常業務収益

Q 19 (P.94) 経常業務収益中、その他収益は、どのような収益が考えられるか。

A 19 想定する収益は特にありません。

3.4.5 注記に記載する事項

3.4.5.3 地元還元施設に係る費用

Q 20 (P.95) 還元施設の設計、施工監理の人件費、管理費等の取扱いはどのようになるのか。

A 20 還元施設建設時の設計、施工監理の人件費、管理費等は、原価計算・行政コスト計算書の対象外とし、行政コスト計算書の注記としてください。

3.4.5.4 地元還元施設に係る収益

Q 2 1 (P.95) 還元施設に係る収益は、指定管理者の収入となっている。この場合は、計上しなくて良いか。

A 2 1 詳細状況を整理した上で、適切な入力をしてください。ご質問の内容からは、指定管理者への委託料等を入力すれば、還元施設に係る収益は必ずしも入力は必須ではありません。なお、還元施設に係る収益を明示的に入力する必要がある場合には、収益分を委託料等に上乘せするなど適切な処理をしてください。

一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツールに関する FAQ

(よくある質問集)

(平成 20 年度受付分)

ツール

Q 1 (全般) テータを入力してみたものの、結果が正しいのか不安がある。確認はできないか。

A 1 現状の支援ツールではそのような機能は有していません。今後、検討する必要があるということは認識しています。

Q 2 収集運搬部門で、直営から委託へ引き継いでいるケースがあるが、どのように入力すればよいか。具体的な入力欄はどうすればよいか。

A 2 委託分を直営に物件費として入力してください。ただし、原価計算書の総括票においては、この方法で問題ありませんが、別紙においては委託の欄が空欄になるので、注意してください。

現在のツールでは、共通の物件費に入力することも可能ですが、この場合、当該委託料は、直営収集しているすべての廃棄物種類に配賦されます。ただし、自治体の方が、独自のツールを用いて、該当する廃棄物種類に配賦することを妨げるものではありません。

Q 3 計算結果にエラーが表示されるので、原因を教えてください。

A 3 シート 2 の作業主体とシート 5、シート 6、あるいはシート 7 の整合が取れていないことも考えられますので、その点を再度ご確認ください。

1～4.原価計算

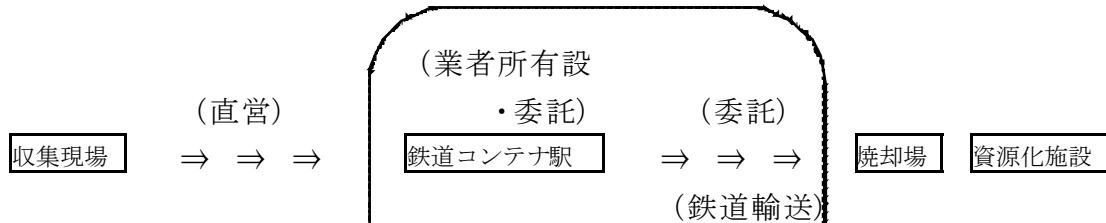
Q 4 (1～4.原価計算.xls シート 1 E8) 本市は、中間処理と最終処分において、それぞれ構成市が異なる一部事務組合の構成市となっています。この場合、このセルにはどのような数値を入力すべきでしょうか。

A 4 構成市町村の合計人口については入力する必要はありません。ただし、例えば、シート 6.1 の(4)に「委託量もしくは組合による処理・処分量」を入力する欄がありますが、こちらでは組合全体の量は入力せずに、貴市のみ量を入力してください。

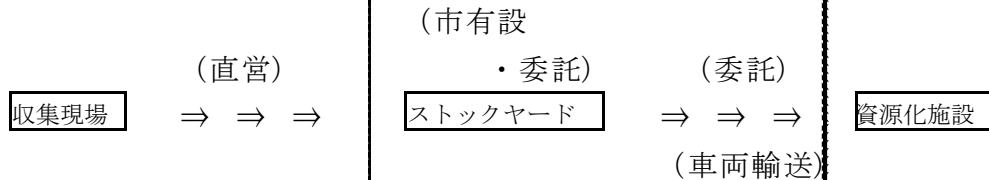
Q 5 (1～4.原価計算.xls シート 2) 下図の線で囲まれた作業について、①収集運搬、中間処理・資源化どちらの扱いとなりますか。②各施設に関する経費は直営扱いでよいでしょうか。③帳票 2 の「作業の実施主体」の記入について、各部門において民間委託・直営の両方にチェックを入れるのでしょうか。④帳票 3

(1)の(1)欄の直営、委託業者の運搬量の両方に数値を記載するのでしょうか。

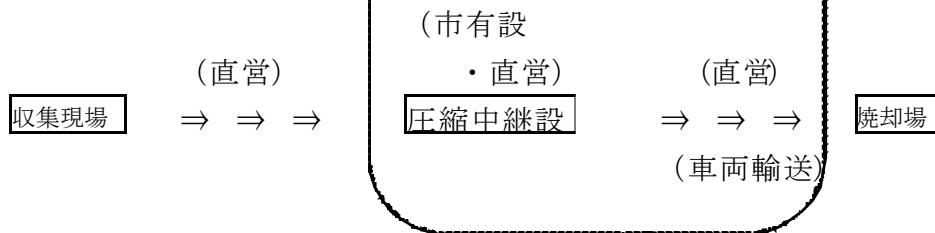
I 燃やすごみ、空き缶・ペットトル



II 空き缶・ペットトル



III 燃やすごみ



A5 ① I～IIIともに、収集運搬部門となります。

② Iは業者所有施設で委託なので、委託扱いとなります。II、IIIはご理解のとおり直営扱いとなります。

③双方に該当する場合は、双方にチェックしてください(1を入力してください)。

④排出源から直接的に収集する時点での主体で整理して、該当するいずれか一方のみに入力してください。ただし、支援ツールでは、収集運搬部門を直営→委託などの2段階で実施するケースには対応していないので、「基礎データ.xls」「出力ファイル.xls」などで個別に対応する必要があります。

Q6 (1~4.原価計算.xls シート2 J10)本市では、可燃ごみは直営の焼却施設で焼却処理した後、焼却残渣を委託で最終処分場まで運搬している。sheet2において、可燃ごみの中間処理部門には民間委託、直営のそれぞれに「1」をつける必要がありますか。また、アルミ缶やペットボトルのような資源物において

も処理残渣は直営の最終処分場に運び込んでいることから、資源化部門欄に「1」をつけるのはもちろんのこと、最終処分部門欄の直営に「1」をつける必要がありますか。

A 6 前半のご質問については、直営のみ「1」を入力してください。ご質問の焼却残渣の委託に係る費用は、直営の中間処理における物件費として扱ってください。後半のご質問については、ご理解のとおり最終処分部門にも「1」を入力してください。

Q 7 (1~4.原価計算.xls シート 2 AB16) 市内各戸から剪定枝を回収し、委託でチップ化処理しているが、それは「その他の資源ごみ」の資源化処理の民間委託に「1」をつけてよいでしょうか。また、古布類は直営で集めて選別した後、業者に売り渡しているが、同じく資源化処理の民間委託に「1」をつけてよいですか。

A 7 前半のご質問については、ご理解のとおりで結構です。後半のご質問については、選別を直営で実施しているとのことですので、直営に「1」を入力してください。

Q 8 (1~4.原価計算.xls シート 2) 収集運搬とした場合、帳票 2 の「作業の実施主体」の記入について、各部門において民間委託・直営の両方にチェックを入れるのでしょうか。

A 8 双方に該当する場合は、双方にチェックしてください(1を入力してください)。

Q 9 (1~4.原価計算.xls シート 2) ペットボトルについて、一部の地区のみ 10 月から市収集(先行実施・委託業者)している。どのように入力するか。なお、その他の地区は拠点回収で、拠点から資源化部門までは委託により運搬している。拠点には小売店管理のものと、市管理のものがある。また、運搬と資源化とは一括委託している。

A 9 市管理の拠点については、拠点管理費用が直営、拠点から資源化部門までの運搬については、委託扱いとなります。先行実施している市回収については委託しているとのことなので、委託として入力してください。

なお、運搬と資源化の区分については、何らかの方法により区分できれば区分し、区分できなければ財務書類に区分していない旨を注記してください。

Q 10 (1~4 原価計算.xls シート 2) 3 表(1)において、収集運搬量を家庭系・事

業系に区分して入力するようになってはいるが区分して把握していないどのように入力すればよいか。

A 1 0 支援ツールを活用する範囲においては、例えば、家庭系へ一本化して入力して構いません。

Q 1 1 (1~4.原価計算.xls シート 2) 直営の施設で作業を民間委託している場合の表 2 (4) の入力は直営だけでいいのか。それとも民間委託にも入力するのか。入力した場合、表 7-1 の入力はどうなるのか。

A 1 1 表 2 (4) については、直営のセルに「1」を入力してください。(ツールに関する F A Q Q16 参照) 表 7-1 については、入力せず、該当する作業部門の特定に施設に係る物件費の箇所委託料を入力してください。(ツールに関する F A Q Q73 参照)

Q 1 2 (1~4.原価計算.xls シート 2) 古布は民間業者(売買契約業者)がリサイクルできるものを選別し、残りを残渣として処分している。この場合表 2 (4) の入力はどうするのか。

A 1 2 民間委託のセルに「1」を入力してください。

Q 1 3 (1~4.原価計算.xls シート 2) 2 (作業の実施主体) の入力について、構成市町へ委託している場合は、「民間委託」に入力してよろしいか？

A 1 3 ご理解のとおりです。

Q 1 4 (1~4.原価計算.xls シート 3 F7) 当市では、隣接する町の家系可燃ごみも受け入れて焼却しているが、その量は sheet3 に入力する必要がありますか。入力が必要ならどの欄に入れるべきですか。なお、本市自体から生じた家系可燃ごみは、「委託業者もしくは一部事務組合による収集運搬量」として取り扱うこととする予定です。

A 1 4 隣接する町の家系可燃ごみの収集運搬はその町が委託または直営にて実施し、中間処理を貴市が実施していると理解しました。この中間処理量については、入力対象となります。入力欄は、大きな(2)、(3)の中間処理量(焼却)など該当欄に入力してください。また隣接する町からの作業委託収入については、自己収入の欄に記載してください。最終処分も行っていけば、最終処分の欄にも入力してください。

Q 15 (1~4.原価計算.xls シート 3 F91) 本市の焼却処理を行う中間処理施設には、可燃性粗大ごみを破砕するための破砕機があり、ホッパーに詰まる可能性のあるようなサイズの廃棄物は、この破砕機で破砕した後にピットに投入されます。この工程は当該セルに入力すべき破砕プロセスにあたるのでしょうか。

A 15 ご質問のケースの破砕工程は、焼却工程の前処理であると理解しました。その場合、F91へは入力せず、すべて中間処理（焼却）への投入と考え、また破砕機の減価償却等も焼却施設と一体的に行って頂いて結構です。

Q 16 (1~4.原価計算.xls シート 3 I8,P7) 直営工場以外に、一部事務組合で中間処理（焼却・破砕）を行っている場合、当該セルに入力する直接搬入量とは、一部事務組合に持ち込まれた量は含まないものと理解していますが、それよろしいのでしょうか。

A 16 市町村が委託している一部事務組合への直接搬入量についても、市町村の直営施設への直接搬入量と合算してシート 3「直接搬入量」の欄に入力してください。

Q 17 (1~4.原価計算.xls シート 3 I93) 本市では、直営で収集した粗大ごみの一部を年に数回のイベントで市民に無料で還元しています。その量を sheet3の(3)において、粗大ごみの資源化量として加えてもよいですか。

A 17 貴市にて、何らかの手を加えて、資源化を行っているのであれば、資源化量として勘定してください。コスト（物件費、資本費など）が発生せず、単に、収集したものを、市民還元するだけであれば、「資源化」には該当しないため、廃棄物処理事業における「資源化量」には該当しません。

Q 18 (1~4.原価計算.xls シート 3 I94) 集団回収の資源化量についてですが、この資源化量の欄に公共収集量と合わせて記入するのでしょうか。それとも、公共収集だけでよろしいのでしょうか。公共収集は選別処理を行っておりますが、集団回収は選別を行っていません。

A 18 集団回収とは、自治会等で古紙などを集積して、直接、古紙回収業者等に引き渡す行為を指しています。お尋ねの「公共収集」の意味が、直営又は委託による収集ということでしたら、集団回収ではなく、収集運搬部門や中間処理部門等としてください。また、貴自治体内の許可業者等が回収し、自治体として回収奨励金等を出しているのであれば、それは、集団回収の資源化量として対象となります。

Q 19 (1~4.原価計算.xls シート 3 K110) 「その他のごみ」の中に、ステーションに排出された無分別のごみは直営で集めた後、そのまま直営の埋立施設で埋立処理していますが、sheet3.の(3)にはどう入力したらよいですか。K110に入力すると思いつつも(処理ざんさ埋立量)と書いてあるので、違うのでは、とも思っております。

A 19 「処理残さ埋立量」とありますが、これは、直接埋立分も含んでおりますので、「処理残さ埋立量」の欄に入力してください。

Q 20 (1~4.原価計算.xls シート 3 M92) 当市の施設では、不燃物を破碎処理した後に全量を埋め立てているわけではなく、破碎処理をした後に可燃物を選別して、焼却処理をしています。ですので、焼却残渣の量は、可燃、不燃、大型に分けられると理解していますが、この作成ツールではそのような計算ができないようになっております。その場合、どのようにすればよろしいでしょうか。

A 20 不燃物や粗大ごみを破碎処理した後、発生する可燃分については、それぞれ、「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の中間処理(焼却)量の欄に数字を入力してください。支援ツールでは、焼却残渣の量は、焼却残渣の総発生量を焼却処理投入量で按分するようにしています。

Q 21 (1~4.原価計算.xls シート 3) 不燃残渣(びん、カン、PETをリサイクルフラザで資源化した際の残渣)は、どのように整理するか。

A 21 品目区分は各区分として扱います。例えば、ペットボトルとして回収し、資源化後発生した残渣を焼却した場合は、ペットボトルを中間処理部門にて扱ったものとして、数量、金額等を入力してください。

Q 22 (1~4.原価計算.xls シート 3) 乾電池は、当市では、その他のごみに区分し、委託で資源化している。基準に従うとどのような整理になるか。

A 22 中間処理部門において、中間処理(破碎)とし整理してください。6.1表においても破碎として入力してください。

Q 23 (1~4.原価計算.xls シート 3) 3表の資源化量と4表の引渡量は同一である必要があるか。

A 23 その必要はありません。

Q 2 4 (1~4.原価計算.xls シート 4 L6:L25) 市内の拠点にて、廃食油(てんぷら油)の回収を行い、業者へ売り渡していますが、その際の売渡金はどこへ計上すればよろしいでしょうか。

A 2 4 シート 4. セル L24(⑩その他資源 の 引渡時の売却額)に入力ください。
その際、廃食油の回収について、シート 2 (作業主体)、シート 3 (収集運搬量等)等にも入力をお願いします。

Q 2 5 (1~4.原価計算.xls シート 4) 廃乾電池は 4 表 (引渡量) に入力する必要はあるか。

A 2 5 中間処理部門に該当するので、引渡量は、入力する必要はありません。

5.原価計算

Q 2 6 (5.原価計算.xls シート 5.1 D10:W28) 委託区分の入力について、お尋ねします。入力行が 20 行では足りないため、内容を集約しなければならないのですが、その際、次の 2 つの方法のうち、どちらがより正確な原価計算に近いのかご教示ください。①委託業者毎に集約する。②収集品目毎に集約する。

A 2 6 具体的なケースによりますが、集約時の精度が同じであれば、②の方が正確な原価計算になると存じます。

Q 2 7 (5.原価計算.xls シート 5.1) 表 5 - 1 の入力について、委託業者に全種類委託しており契約が種類ごとでなく一括である場合、入力は全種類を選択し委託料も一括して入力してよろしいか。

A 2 7 ご理解のとおりです。直営のデータを参考に品目区分に配賦するなどの方法も考えられます。

Q 2 8 (5.原価計算.xls シート 5.3 D10:W29) 本市では、通常の家系資源物収集として、新聞・ダンボールをそれぞれ別(収集日が異なる)に直営収集しています。これらは直接古紙問屋に搬入しています。使用する車両はパッカー車が主です。またこれとは別に、市内数ヶ所にある古紙ストックヤード(回収拠点)から古紙問屋まで、随時、新聞・ダンボール・雑誌雑紙・紙パック・シュレッダー紙を、そのときの量により混載または単独積載で直営運搬しています。使用する車両は状況によりパッカー車か天蓋車で、使用頻度はほぼ半々です。さてこれらはいずれも直営の収集運搬部門になると思いますが、この場合、

5.3sheet への入力、どのようにするのが最も正しいのか、ご教示願います。

A 2 8 具体的なケースによりますが、以下のとおりにするのがよろしいかと存じます。

- ・積載区分 1 : 新聞-パッカー車
- ・積載区分 2 : 段ボール-パッカー車
- ・積載区分 3 : 新聞・段ボール・古紙（シュレッター紙を含む）・紙パッカー車、平ボディ車（※車両種類ごとに積載区分を分割することが可能であれば、そのようにしてください。）

Q 2 9 （5.原価計算.xls シート 5.3）収集運搬部門で中継施設以降の運搬に使用する車両も入力の必要はあるか（5.3 表）。

A 2 9 収集運搬部門に該当するので、入力の必要があります。積載量については、当該積載区分の実際の積載量を入力してください。たとえば、10 トンの燃えるごみについて、家庭から中継施設までパッカー車で運搬し、中継施設から中間処理場までプレス車で運搬する場合、積載区分 1 の積載量に 10 トン、利用車種について①パッカー車に「1」を入力し、積載区分 2 の積載量に 10 トン、利用車種について③プレス車に「1」を入力してください。

Q 3 0 （5.原価計算.xls シート 5.7）収集運搬部門において中継している場合、5.7 表はどのように整理する必要があるか。

A 3 0 原価計算書の作成という観点では、5.7 表の入力内容は原価に影響しません。

Q 3 1 （5.原価計算.xls シート 5.7）表 5 - 7 について、収集方式についてはほとんどが各戸回収で、ごく一部がステーション回収だが両方選択するのか？また、粗大ごみは申し込み制度になっているが、収集頻度はどの様に入力するのか。

A 3 1 原価計算には影響しない入力項目です。ステーション収集がごく一部の場
合、ステーション収集のセルに「1」を入力しなくても問題ありません。粗大
ごみについては、収集頻度を入力していただく必要はございません。

Q 3 2 （5.原価計算.xls シート 5.8 29）現在本市での減価償却計算は、車両 1 台毎に 6 0 ヶ月（軽自動車は 4 8 ヶ月）の定額法で行っており、その結果の積み上げが年間の減価償却費になります。基礎となる車両の金額も”購入費-補助金及び支出金-残存価格（1 0 %）”であり、廃棄物会計基準とは大きく異なります。本市としてはこの方法を変更せずに減価償却計算を行いたいのので、別シ

ートでこの計算を行い、算出された数値を該当セルにリンクさせたいと考えております（デフォルトの計算式はすべて消去します）が、このことについての問題点をご指摘願います。なお上記の方法が不可とされる場合、マニュアルに従って入力したいと思っておりますが、車両によって異なる耐用年数（大蔵省令によれば、同じパッカー車でも積載量によって耐用年数が異なる）をどのように入力すべきかご教示願います。

A 3 2 支援ツールはあくまで会計基準に基づき原価計算等を行うための方法のひとつですので、貴市の責任において一定の変更を行うことは可能です。

ただし、変更にあたり、デフォルトの計算式を削除する場合、あらかじめセルの参照などに問題が生じないことを確認した上で行う必要があります。

さらに、独自の計算方法をとった場合、他市町村との比較が困難になりますので、公表等行う場合はその旨を表示するようお願いいたします。

また、現在の支援ツールでは、パッカー車の耐用年数が、積載量によって異なることについては、対応できていません。今後、対応を図っていきたいと考えています。

Q 3 3 (5.原価計算.xls シート 5.10) 5.10 表について、FAQ(ツール版 Q46)と、入カマニュアル 5.10 (4) とで、記述が矛盾するように思うが、どのように整理するか。

A 3 3 ご指摘の点については、特に矛盾はしていません。5.10 表内の(3)に総労働時間を、(4)に収集運搬時間の総労働時間に占める割合を入力してください。

Q 3 4 (5.原価計算.xls シート 5.10) 表 5-10 について、臨時職員の人件費に社会保険等の事業所負担分も加算してよいのか。

A 3 4 ご理解のとおりです。

Q 3 5 (5.原価計算.xls シート 5.11 U9:U13) 収集運搬部門の施設として、N0.1~N0.5まで入力している。施設に係る物件費(維持補修費、業務委託料等)は、5施設の総額で把握している。U9:U13のそれぞれに施設に係る物件費(維持補修費、業務委託料等)の総額を入力していいか。

A 3 5 5施設の施設に係る物件費(維持補修費、業務委託料等)の総額を適切な方法で按分し、U9:U13のそれぞれに按分した金額を入力してください。U9:U13の合計が、5施設の施設に係る物件費(維持補修費、業務委託料等)の総額と合致することになります。

Q 3 6 (5.原価計算.xls シート 5.11) 5.11 表 8 (収集運搬部門・施設) は取得価

額を基準に入力するのか。当市の財務部局では、評価額としている。

A 3 6 取得価額を入力してください。

Q 3 7 (5.原価計算.xls シート 5.11) 5.11 表で、入力欄が足りないので、減価償却額を別途算定し、これが合致するように取得価額や耐用年数を入力した。そのような入力方法で適切か。

A 3 7 原価計算書の作成では、出力に問題はありませんが、資産・負債一覧が正確に作成できないので、その点にご留意ください。

Q 3 8 (5.原価計算.xls シート 5.11) 5.11 表の収集運搬部門における特定の施設に係る物件費と、5.12 表に収集運搬部門における共通の物件費との違いはなにか、施設を特定することが困難な場合、無理をして施設に配賦する意味はあるのか。

A 3 8 本ツールでは、5.11 表の収集運搬部門における特定の施設に係る物件費と 5.12 表に収集運搬部門における共通の物件費の配賦方法は同じであり、施設に配賦する必要はありません。ただし、自治体の方が、独自のツールを用いて、収集運搬部門における特定の施設における物件費を、特定の廃棄物種類に配賦することを妨げるものではありません。

Q 3 9 (5.原価計算.xls シート 5.12 C12) 収集運搬に係る経費について質問します。本市では、収集運搬は委託で行っています。集積所に排出されたごみの分別状態が悪いとき、収集対象外のごみが排出されているとき等には、警告シールを貼って集積所にそのまま残しておき、排出者に出し直すよう指導を行っています。しかし、いつまでも置いておくと集積所内が手狭になるため、1 週間後には収集委託業者に回収を行わせています。この不適正排出ごみの後日収集の委託経費は、どこへ計上すればよろしいでしょうか。ごみ種が混在しており、全般に係る経費として入力しましたが、委託収集の場合にはコスト計算に反映されないようです。シート 5.1 に「その他のごみ」として計上するしかないのでしょうか。できればすべてのごみに按分されるとありがたいです。

A 3 9 会計基準では、集積所に不適正な形で排出されたごみについて通常の収集とは別に回収している場合は、不法投棄と同様に扱います。このため、お尋ねの不適正排出ごみの委託経費については、原価計算書の対象とせず、行政コスト計算書（特別損失）の対象としてください。

Q 4 0 (5.原価計算.xls シート 5.12) 「共通の物件費」はあるが、「共通の人員費」

はないが、どのように入力するか。管理部門における人件費や、収集運搬部門の施設で勤務している職員の人件費はどのように入力するか。

A 4 0 前者は、管理部門（シート 8.）、後者は収集運搬部門（5.10）で入力してください。

6.原価計算

Q 4 1（6.原価計算.xls シート 6.1）家庭、事業者からの剪定枝を収集し、公共施設（公園など）において発生する剪定枝と併せて委託している。どのように入力するか。

A 4 1 公共施設発生分の費用を差し引いて、一般廃棄物分の費用を入力してください。

Q 4 2（6.原価計算.xls シート 6.1）一部事務組合へ支払っている分担金は、中間処理と最終処分を一括したものとなっている。データの入力にあたっては、どのように対応したらいいか。

A 4 2 中間処理分の分担金と、最終処分分の分担金があるらかの方法で按分することができるならば、按分した金額を中間処理部門の分担金と最終処分部門の分担金に分けて入力してください。ただし、按分できない場合は、中間処理部門の分担金として入力し、注釈をつけてください。

Q 4 3（6.原価計算.xls シート 6.1）ペットボトルのベ어링などを委託しているが、シート 6.1 ではどのような扱いになるのか。

A 4 3 ご質問の内容については、資源化部門に該当しますので、シート 7.1 に入力することになります。そのためにシート 2. にて適切に部門・事業主体を選択してください。

Q 4 4（6.原価計算.xls シート 6.3 U8）建設時に国庫補助金のほか、県からも補助金が交付されているのですが、その額はどこに計上すればよろしいでしょうか。同様に、6.5 シートの G12 セルでの追加投資時の支出金についても、国と県双方から補助金の交付を受けていますので、計上の仕方についてご教示くださいますようお願いいたします。

A 4 4 ご質問の内容については、合算して「事業費のうち支出金」の欄にご入力

ください。その際、「①国庫」「②都道府県」の欄の両方に「1」を入力してください。追加投資についても同様です。

Q 4 5 (6.原価計算.xls シート 6.3 U8) 建設時の交付金の他に、一般廃棄物処理施設の整備に係る起債に対しては、毎年還付される地方交付税（起債額の50%+割増率）があると前任者から聞いたのですが、その金額はどちらに入力すればよろしいでしょうか。また、交付税は一括で市へ入ってくるため、上記に該当する金額の特定（算定）が困難です。簡易な計算式等があればありがたいと思います。

A 4 5 質問内容にある毎年還付される地方交付税については、元金の50%の額を「事業費のうちの支出金」の欄に入力してください。ただし、その場合、起債の償還期間、施設の減価償却期間に差が出ることに留意してください。

Q 4 6 (6.原価計算.xls シート 6.3 AD8:AD17) 建設時の起債額については、交付税措置として還ってくる金額があるのですが、それはどのように計上すればよろしいでしょうか。

A 4 6 起債額については、地方交付税交付金を相殺せずにご入力ください。交付金は、行政コスト計算書「その他収益」欄にご入力ください。

Q 4 7 (6.原価計算.xls シート 6.3) 閉鎖後の最終処分場については、「よくある質問集」では「閉鎖後の最終処分場については、埋立量が発生しないため原価計算の対象となりませんが、資産管理の観点から入力対象としてください。」とあります。実際の入力ですが、シート 6.3 に全項目を入力するというのでしょうか。

A 4 7 支援ツールに関する FAQ Q83 に関するご質問と理解します。ご理解のとおり、シート 6.3 に該当する項目は全て入力することを推奨します。ただし、A83 にあるとおり、シート 6.3 に入力する項目が全てではありません。ご質問の最終処分場の管理に伴う費用は行政コストの対象となるので、行政コスト計算書.xls にも入力必要項目があります。

Q 4 8 (6.原価計算.xls シート 6.3) ごみ処理施設は、性能発注のため、項目毎の価格がはっきりしないため、メーカー見積を基に、建物、フラント（焼却、破碎「不燃」、破碎「粗大」）に分類し、耐用年数を建物〇年、フラント〇年として算定した。この考え方でよろしいか？

A 4 8 ご理解のとおりです。

Q 4 9 (6.原価計算.xls シート 6.3) 本組合の最終処分場は、港湾区域内の海面最終処分場として整備しました。その際の護岸工事については、国土交通省補助事業として港湾管理者が施工し、供用開始後の管理は本組合が行っております。費用負担としては、起債償還等の費用を、港湾管理者へ負担金として支払っております。この場合、本組合施設として原価計算をおこなってよろしいか。埋立終了後、港湾管理者へ移管することになっている。

A 4 9 支援ツールでは、ご理解のとおりでの入力とするのが適切です。ただし、取得費用は入力せず、特定の施設に係る経費欄に負担金を入力してください。

Q 5 0 (6.原価計算.xls シート 6.3) おおむね、以下の区分でよいか。施設は建屋、設備はクレーン、排煙処理装置を備えた煙突、重機はフォークリフトなど施設と独立して利用可能なもの。

A 5 0 ご理解のとおりです。

Q 5 1 (6.原価計算.xls シート 6.3) 大蔵省令の耐用年数表をどのように読み取ればよいか。

A 5 1 耐用年数表の実際の適用方法については、貴市の課税部局などにお尋ねください。また、支援ツールでは、作業の簡便性を図るため、焼却施設の減価償却については、個々の設備毎ではなく、施設全体を一括した耐用年数を設定して計算する方法をとっています。このため、貴市における施設更新までの期間を耐用年数として採用する方法も考えられますし、貴市の課税部局が民間の廃棄物処理業者等への適用事例を有していることも考えられますので、確認されては如何でしょうか。

Q 5 2 (6.原価計算.xls シート 6.5) 例えば、工場が建設から 25 年経過後に、大規模な改修工事を行った場合、減価償却はどのように考えるのでしょうか。当初建設の費用についても残存価額が残っていれば、入力対象でしょうか。その場合、減価償却した分は除いた費用を入力するのでしょうか。

A 5 2 大規模改修工事の場合は、追加投資として減価償却してください。(シート 6.5) 当初建設の費用については、取得価額にて入力してください。(シート 6.3。)

Q 5 3 (7.原価計算.xls シート 7.2 E7) 標記のセルは本来空欄になるものですが、「0」値が表示されます。標記のもの以外にも同じ表示となる箇所が複数存在します。不要と思われる場合、このようなセルの中の数式を消去しても構いませんでしょうか。また、ツール全体に言えることですが、セルによってフォントの色が意味もなく違ったり、書式設定がバラバラだったりするところが多数見受けられます。このような書式の設定に関し、変更することに問題がありますでしょうか。

A 5 3 不要な表示であれば削除しても差し支えないものと思われませんが、セル内の数式等については、消去しても問題ないことを確認の上行うようお願いいたします。

なお、フォントや書式の設定については、計算結果に一切影響がないことから、適宜変更等していただいて構いません。

Q 5 4 (7.原価計算.xls シート 7.6 E7,F7) 本来、該当する廃棄物種類（品目）が表示されるはずですが、「0」が表示されます。入力されている数式の引数（参照を指定しているセル番地）が間違っていると思われませんが、修正して構わないものでしょうか。

A 5 4 ご指摘の通りの状況です。修正願います。次回ツール改定時に、ご指摘の点を修正します。

Q 5 5 (7.原価計算.xls シート 7.3) 表 7-3 について、なぜ土地、建物を%で入力するのか。また、入力は小数点以下も入力してよいのか。(例 11. 11%)

A 5 5 本ツールは、小規模自治体も利用することを想定したものであり、土地・建物などの個別に事業費を把握できない場合に対応しています。個別の事業費が把握できる場合は、各セルに、「個別事業費／事業費総額」の数式を入力ください。

Q 5 6 (7.原価計算.xls) 資源化部門において、施設・設備は直営、運転管理を委託の場合、どのように入力したらいいか。のべ稼働時間は、入力しなくても問題ないか。

A 5 6 直営として扱い、委託料を物件費に入力してください。また、人件費は0円として入力してください、のべ稼働時間は、人件費の配賦に反映されるので、この場合入力する必要はありません。

8～11.原価計算

Q 5 7 (8～11.原価計算.xls シート 8 D33:G34) 不法投棄監視員設置及び不法投棄廃棄物処理に対して、県から補助金をもらっているのですが、その収入はどこに計上すれば良いでしょうか。上記のセルに入力すると出力時に、「近隣市町村からの受託収入」と「売電収入」として出てきてしまいますので、意図するものと違ってしまいます。

A 5 7 会計基準では、不法投棄に関する費用は、原価計算に含めていません（行政コストの計算では対象です）。

費目は、経常移転収入の構成要素となると考えられますが、現行の支援ツールでは、想定していなかった項目であるため、お尋ねの費目は経常移転収入の構成要素となると考えられますが、現行の支援ツールでは、想定していなかった項目であるため、便宜的に、行政コスト計算書.xls の(3)経常収益 その他収益 (D105:E109)に入力ください。

Q 5 8 (8～11.原価計算.xls シート 8)表 8(1)について、本市は係り制ではなく、グループ制を採用しているが、グループ長は管理職の入力でよろしいか。

A 5 8 グループ長が管理業務を行っている場合は、管理職としてください。

Q 5 9 (8～11.原価計算.xls シート 8) 受け取った保険金については、どこに入力したらいいのか。

A 5 9 二つの方法が考えられます。

- 「行政コスト計算書.xls」のシート「12.」の E95 ((3)経常収益 経常業務収益 ②業務外収益 その他の業務外収益)に入力する。
- 当該保険のための支払額から受取額を差し引いたものを保険料として入力する。

Q 6 0 (8～11.原価計算.xls シート 9) 表 9 について、アルミとリターナブルびんは同一団体に助成しているが助成金額廃棄物の種類ごとに分けずに一括で入力してもよろしいか。

A 6 0 ご理解のとおりです。

Q 6 1 管理部門 ④その他費用に議会、監査に関する費用を記入する枠がない。

A 6 1 基準の 3.4.2.1「経常業務費用」にあるとおり、行政コスト計算書 経常業務費用のうち、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」に該当します。ご指摘のとおり、欄がございませんので、該当しない項目があれば、その項目の内容を書き換えて、入力してください。

出力ファイル

Q 6 2 (出力ファイル.xls 原価 別紙 C98) シート 10 で、「指定袋やシール等の販売による収益 (管理部門：自己収入)」の欄に収益額を入力しても、出力ファイルに反映されません。本市では、「指定袋やシール等の販売に係る費用 (管理部門：物件費)」は、支払っていませんので、それが原因と思われます。販売に係る費用が 0 円でも収益の方は反映されるようにシートの修正をお願いしたいと思います。

A 6 2 ご質問の状況が原因ではないかと思われます。他の入力項目が適切に入力されているかご確認ください。

引渡 量について

一般廃棄物会計基準（以下「会計基準」という）p.82 2. 4. 4. 5 管理部門に、以下の記載があります。

2. 4. 4. 5 管理部門

- ・ 管理部門の経常業務費用には、人件費、物件費及び経費が含まれる。
- ・ 以下の項目は、管理部門の経常業務費用に含まれる。
 - － 指定袋やシール等の販売に係る費用
 - － 逆有償で資源を引渡している場合の支払額
- ・ 市町村の人件費については、管理部門の局部長級以下の人員の人件費が該当する。
- ・ 一部事務組合の人件費については、一部事務組合が人件費を負担する職員のうち、一般廃棄物（し尿を除く）に係る管理業務を行う職員の人件費が該当する。

【会計基準における物の引渡しに伴い生じた経費・収入の取扱いに関する基本的考え方】

- ・ 会計基準における「資源」は、「用語の定義」における資源化部門と中間処理部門の定義に沿って捉えることとなります(会計基準 P.5「1.11 用語の定義」参照)。つまり、会計基準では、「資源」とは、①資源化部門で取り扱う専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）や容り法に基づき分別収集の対象としている容器包装など、②収集運搬部門のみで取り扱う専ら物など、③中間処理部門で生じた残さ物（スラグ、灰など）のうち有償で売却される物となります。
- ・ したがって、中間処理部門で生じた焼却灰やスラグについては、セメント原料や路盤材等に利用されている場合であっても、無償・逆有償で（＝費用を支払って）引き渡している限り、会計基準における「資源」には該当しません。

【資源化部門における「資源」の取扱い】

- ・ 資源化部門で取り扱う「資源」については、その売却額を（作業部門の）原価計算の対象とすると、原価が市況変動等の影響を受けてしまうため経年比較等が困難になるおそれがあります。このため、会計基準では、売却収入を管理部門の「その他の業務収益」として計上し、原価計算書ではなく、行政コスト計算書に反映することとしています。また、同じ理由から資源化部門で取り扱う「資源」について「逆有償で（＝費用を支払って）資源を引渡している場合の支払額」についても、作業部門ではなく、管理部門の「経常業務費用」として計上することとしています。
- ・ 支援ツールの具体的な入力欄としては、資源化部門における「資源」を、指定法

人あるいは民間事業者に引渡す場合は、シート4「引渡数量」の(1)(2)(3)に指定法人あるいは民間事業者に引渡した量を記載し、この引渡しが無償(＝費用を支払い)であれば(4)欄に、有償(＝売却)であれば(5)欄にその額を入力することになります。

【収集運搬部門における「資源」の取扱い】

- ・ 収集運搬後、直接民間事業者に引き渡される専ら物などの取扱いは、資源化部門における「資源」の取扱いと同様となります。
- ・ 支援ツールの具体的な入力欄としては、収集運搬後の「資源」を、民間事業者に引渡す場合は、シート4「引渡数量」の(2)(3)に民間事業者に引渡した量を記載し、この引渡しが無償(＝費用を支払い)であれば(4)欄に、有償(＝売却)であれば(5)欄にその額を入力することになります。資源化部門(シート7)への入力は不要です。

【中間処理部門における「資源」の取扱い】

- ・ 中間処理部門で発生した残さ物のうち、「資源」に該当する物(＝有償で売却される物)については、上記と同様に市況変動による影響を除くため、その売却収入を「管理部門」の「その他収益」として計上することとしています。
- ・ 支援ツールの具体的な入力欄としては、中間処理部門の「資源」(＝有償で売却される残さ物)を民間事業者に引き渡す場合は、シート4「引渡数量」の(2)(3)に民間事業者に引渡した量を記載し、(5)欄にその額を入力することになります。
- ・ なお、中間処理部門で発生した残さ物のうち「資源」に該当しない物(無償・逆有償)の処理を委託する場合の費用については、中間処理部門の費用に該当します。支援ツールの入力欄としては、シート4「引渡数量」の(4)欄に入力せず、シート6の該当箇所に入力してください。

【具体例1(溶融スラグ)】

- ・ 前述のとおり焼却灰のスラグ化工程を中間処理部門として定義しており、ここで発生したスラグは無償で売却されない限り「資源」に当たらず、引き渡す場合の費用は中間処理部門の費用に該当します。
- ・ 支援ツールの具体的な入力欄としては、スラグ化を直営で行っている場合は、シート6.3の「直営で中間処理・最終処分している場合の物件費」のうちスラグ化を行っている施設の(4)特定の施設に係る物件費となります。スラグ化を委託している場合は、スラグ化のための費用、スラグを業者に引き取ってもらうための費用の合計をシート6.1(3)委託量総額もしくは組合負担金支払額に入力してください。ただし、スラグを売却した場合は「資源」に該当し、売却額をシート4「引渡数量」の「(5)引渡時の売却額」欄に入力してください。

【具体例2（焼却灰）】

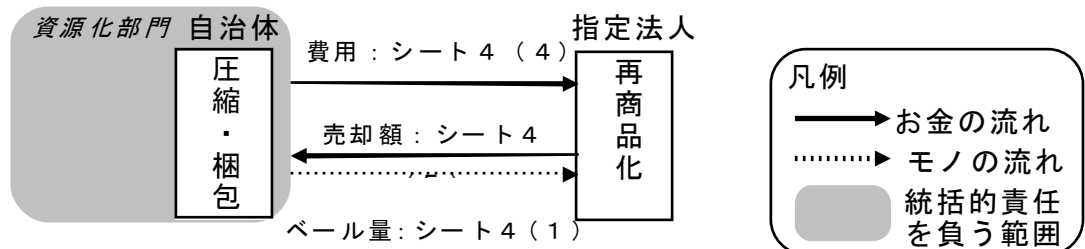
- ・ 同様に焼却灰も売却されない限り「資源」には当たらないので、焼却灰をセメント原料として利用するために、セメント製造業者に引渡す際場合の費用は、中間処理部門の費用に該当します。
- ・ 支援ツールの具体的な入力欄としては、焼却を直営で行っている場合は、シート6.3の中間処理施設のうち焼却を行っている施設の（4）特定の施設に係る物件費となります。焼却を委託している場合は、焼却のための費用、焼却灰を業者に引き取ってもらうための費用の合計をシート6.1（3）委託量総額もしくは組合負担金支払額に入力してください。ただし、焼却灰を売却した場合は「資源」に該当し、売却額をシート4「引渡量」の「（5）引渡時の売却額」欄に入力してください。

※以上のとおり、スラグ化（溶融）やセメント原料化は、会計基準上、中間処理部門と定義していますので、基本的にこの定義どおりの運用をお願いします。

なお、各市町村における地域の事情に応じてやむを得ず、スラグ化等を資源化部門と捉えることを妨げるものではありませんが、他の市町村の運用と異なることとなるため、その旨を注記する必要があると思われまます。

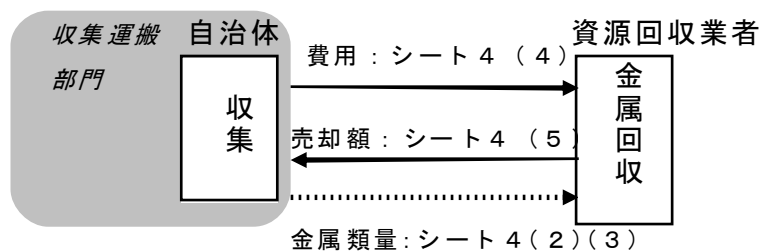
例 1：ペットボトルを収集後、直営で圧縮・梱包し、指定法人に引渡している場合

- ・ 圧縮・梱包は資源化部門に該当するので、圧縮・梱包に関連する情報はシート 7 に入力してください。
- ・ 圧縮・梱包後のペットボトルのべール等は、資源化部門における「資源」に該当するので、指定法人に引渡した量をシート 4（1）に記載し、この引渡しが無償であれば（4）欄に、有償であれば（5）欄に、額を入力してください。



例 2：金属類や古紙などを収集後、何ら手を加えず、原材料として再利用することを目的として資源回収業者に引渡している場合

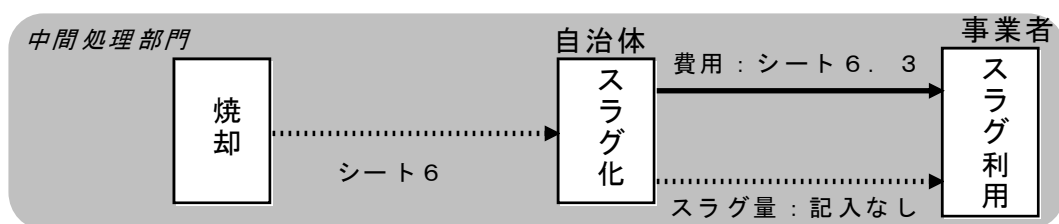
- ・ 例 2 は、収集運搬部門における「資源」に該当するので、事業者に引渡した量をシート 4（2）欄あるいは（3）欄に入力し、この引渡しが無償であれば（4）欄に、有償であれば（5）欄に、額を入力してください。



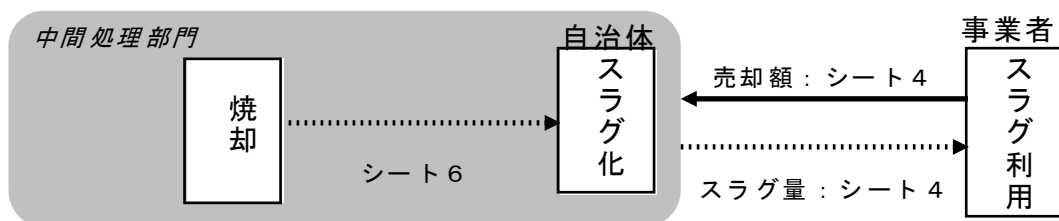
例 3 - 1：直営でスラグ化を行い、スラグを引渡す場合

- ・ スラグ化工程を含めた中間処理部門の情報を中間処理部門シート 6 に入力してください。
- ・ スラグを業者に無償で引渡す場合の費用は、シート 6. 3 の中間処理施設のうちスラグ化を行っている施設の(4)特定の施設に係る物件費の欄に入力します。この場合は、スラグ量を入力する必要はありません。
- ・ ただし、スラグを売却した場合は、売却額をシート 4（5）欄に入力してください。スラグ量は、シート 4（2）欄あるいはシート 4（3）欄に入力してください。
- ・ 会計基準 p.5 表 1-1 にあるとおり、スラグ化は中間処理部門に該当します。なお、市町村の実状に応じて、自治体の判断でスラグ化を資源化部門と捉えることを妨げるものではありませんが、その場合は他の市町村と基準の運用が異なることとなるため、その旨注記する必要があります（この場合、他の市町村と原価を比較することができなくなります）。

<逆有償の場合>



<有償の場合（売却した場合）>

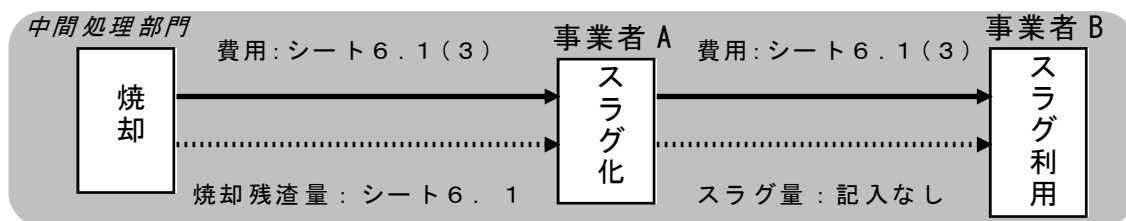


例3-2：自治体がスラグ化を事業者Aに委託し、自治体が別の事業者Bへスラグを引渡す場合

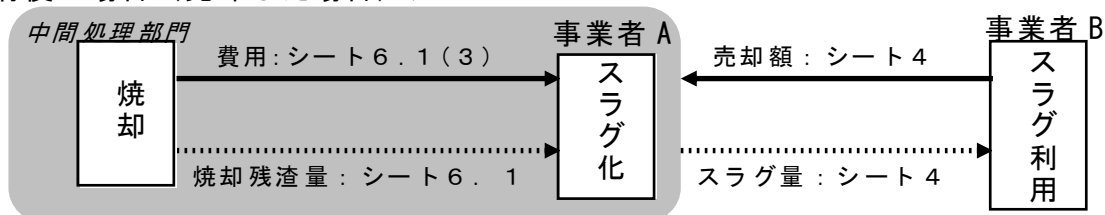
- ・ 事業者Aにスラグ化を委託し、事業者Bにスラグを逆有償で引渡す場合、事業者Aに支払っている委託料と事業者Bに支払っている委託料の合計額をシート6. 1（3）に入力してください。スラグの量を入力する必要はありません。
- ・ 事業者Bにスラグを有償で引渡す場合（売却益を自治体が受け取っている場合）は、シート6. 1（5）資源売却益を受領に「1」を入力し、売却額をシート4（5）に入力してください。スラグ量は、シート4（2）あるいはシート4（3）に入力してください。
- ・ 基準 p.5 表 1-1 にあるとおり、スラグ化は中間処理部門に該当します。

なお、市町村の実状に応じて自治体の判断でスラグ化を資源化部門と捉えることを妨げるものではありませんが、その場合は他の市町村と基準の運用が異なることとなるため、その旨注記する必要があります（この場合、他の市町村と原価を比較することができなくなります）。

<逆有償の場合>



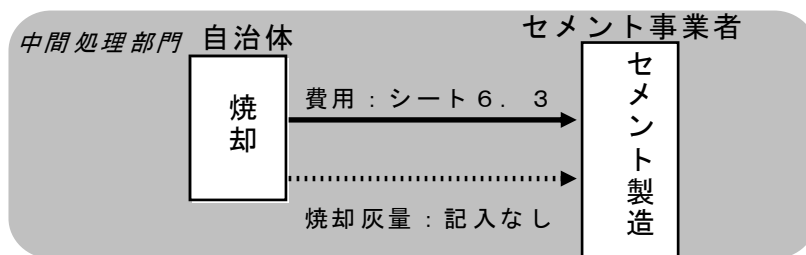
<有償の場合（売却した場合）>



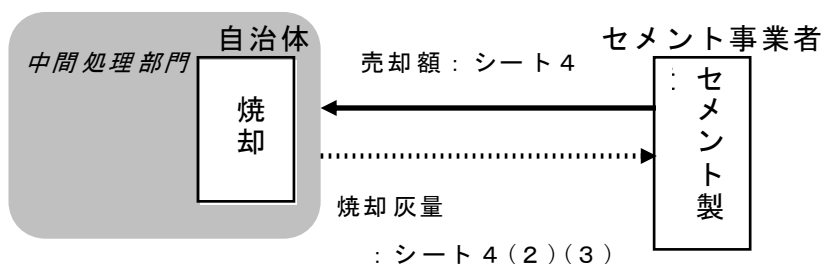
例 4：焼却を直営で行い、焼却灰をセメント事業者に引渡す場合

- ・ 焼却を直営で行っている場合、焼却灰をセメント事業者に引渡す費用は、焼却灰が基準における「資源」に該当せず、中間処理部門の費用として扱うため、支援ツールを活用する場合は、シート 6. 3 の焼却を行っている施設の（４）特定の施設に係る物件費の欄に入力します。
- ・ セメント事業者へ引渡す焼却灰量は入力する必要はありません。
- ・ ただし、焼却灰をセメント事業者へ売却した場合は、売却額をシート 4（５）に入力し、焼却灰量をシート 4（２）あるいは（３）に入力してください。

<逆有償の場合>

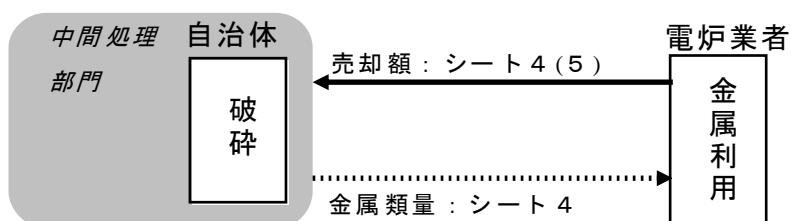


<有償の場合（売却した場合）>



例 5：金属類を破碎後、原材料として再利用することを目的として電炉業者に売却している場合

- ・ 破碎は中間処理部門に該当するので、破碎に関する情報はシート 6 に入力してください。
- ・ 中間処理後の金属を売却した場合は、売却した量をシート 4（２）欄あるいは（３）欄に、売却額をシート 4（５）欄に入力してください。



【関連通知】

【 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 】昭和 46 年 10 月 16 日 環
整 43 号

(2) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール

入力・出力マニュアルに関する FAQ

(よくある質問集)

(平成 20 年度受付分)

マニュアル

I. 基本事項

7. 支援ツールの対応ケースについて

Q 1 (P.2) この中で、支援ツールを「適宜、実状に合わせて変更が必要」という記述がありますが、これは支援ツールのカスタマイズを認めていると解釈してよろしいのでしょうか。以前の自治体向けに開催された説明会の時、カスタマイズについて個別に伺ったことがあります。その際はカスタマイズ不可という回答をいただいております。また、公開されている各種FAQを参照しますと、シートによってカスタマイズが可であったり不可であったりと、その内容はまちまちです。統一した見解はありますでしょうか。なお、もしカスタマイズが可である場合、本市においては、市の実態に合わせたツールの全面的改訂を、業者委託で実施したいと考えておりますが、このことについて何か問題がありますでしょうか。

A 1 行政内部での管理ツールとして活用するために、実態に合わせた形でツールを変更したり、独自に構築すること等を妨げるものではありません。以前の説明会でのコメントは、自治体のコストを横並びで比較するような場合に、ごみ区分や按分方法をカスタマイズしているとそれができなくなるという観点から指摘したものです。会計基準の原則に基づき、算定ツールを自前で構築することは却って望ましいことだと考えています。ただし、公表等する場合は、カスタマイズしたことや、独自開発した方法で計算していることを明示する必要があります。また、他自治体とのコスト比較等が困難になることに留意してください。

II. データ等の入力

2. 作業の実施主体

Q 2 (P.7) 焼却が中間処理となっておりますが、本市及び組合を構成する自治体においては、組合が焼却残渣を全量エコセメント化しているため、焼却施設から搬出されるものはすべて資源物です。当然焼却残渣埋立量は発生しないわけですが、このことを考えると、本市における焼却は、(4)の資源化に該当するものではないのでしょうか。

A 2 現行の一般廃棄物会計基準における基本的な作業部門区分においては、ご指摘の事項については、ご理解のとおり中間処理部門となります。ただし、貴市の一般廃棄物処理行政の実態を鑑み、資源化部門と整理することが必要であれば、そのようにしていただくことを妨げるものではありません。独自の整理で

計算した原価等を対外的に公表する場合には、その旨の注記を必ず行ってください。また、その場合、他自治体との比較が困難になることに留意してください。

Q 3 (P.7) 破碎についてお尋ねします。ここでいう中間処理としての破碎とは「資源化を目的としない埋立処分のための破碎」という定義ですが、本市の施設における破碎は、その行程の中で資源物と残渣を振り分けていくため、この定義には当てはまりません。このように埋立と資源化、両方の目的をもつ破碎は、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。

A 3 収集の段階から「資源物」として扱っているものを破碎するのであれば、その工程は資源化部門となりますが、「不燃ごみ」として回収したものの中から資源を回収するとともに、その他の残渣物は埋立処分等する工程については、中間処理部門としてください。

Q 4 (P.7) 上から3項目目に、「分別収集を実施していない品目については、無回答としてください。」という記述がありますが、公開されているツールについてのFAQを見ますと、Q 12 の答えの中では、缶やびんについて正反対の記述(把握できるものなら分別収集していなくてもOK)があります。どちらが正しいのでしょうか。また、FAQの記述では、市の目的に合致するか否かで、どちらの方法を選択するのも問題なしとの記述もありますが、基準の運用についての考え方が自治体によってまちまちでも、特に問題はないのでしょうか。

A 4 数量等を把握できる品目について、区分して、原価を算定する必要があるのであれば区分してください。ご指摘のマニュアル7ページの上から3項目目の記述については、生ごみの量を精緻に把握している自治体は少ないことを想定し(組成調査からある程度の推定はできるかと存じますが)、生ごみの量を把握していないことを理由に財務書類の作成に対し、消極的に考えることを回避しようという意図で記述したものです。

「基準の運用についての考え方が自治体によってまちまちでも、特に問題はないのでしょうか。」につきましては、基本的な考え方については齟齬がないという前提のもと、その運用については、企業会計と同様に各主体の独自性を活かしたものにしたいとご理解頂ければと存じます。その際、貴市の考え方が明示され、透明性が担保されていれば、問題ないと考えております。

Q 5 (P.7) 中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務を含むとありますが、

①本市ではこの業務を民間委託で実施しています。マニュアルについてのFAQによると、この形態での実施主体は直営となるとありますが、純然たる委

託業務であるにもかかわらず、なぜ実施主体が直営なのか、合理的理由をご教示ください。

- ②もし実施主体が直営ならば、費用は物件費であっても委託料ではなく、車両に関する費用や人件費などを個別に調査して計上しなければならないこととなりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

A 5 まず、現行の支援ツールでは、自治体毎に特徴のある廃棄物処理システムの全てに対応することはできない点をご理解ください。その上で、直営で中間処理をしているが、その後残渣物を最終処分場まで輸送する業務を委託しているケースについては、現行の支援ツールでは、中間処理を直営で行っているシートの中に記載して欲しいということで、単に原価計算を行うための便宜的な取扱に過ぎません。このため、②についてはその必要はございません。

Q 6 (P.7) 2つの自治体のごみ処理を行う一部事務組合ですが、

- 施設の建設は組合（財源は、起債、補助金、自主財源（自治体負担））
- 収集・運搬は各自治体
- ごみ中間処理、資源化は組合（組合発注による業者委託）
- 最終処分は自治体
- 収入は、両市からの負担金・処理手数料・資源物売りは払い金

この場合、この書類作成基準の、どのシートを記載すればいいかお示しいただきたい。

A 6 入力シートは以下の通りとなります。

1、2、3、4、6.2~6.7、7.2~7.8、8、10、11.1~11.2、12、13.1~13.3です。中間処理、資源化は「組合発注による業者委託」とのことですが、施設を組合が所有しており、業務を委託していると考えられますので、「直営扱い」として、業者への業務委託費を物件費として入力してください。

Q 7 (P.7) 本市では蛍光管・乾電池・水銀体温計を有害ごみとして分別収集（民間委託）し、施設にストックした後に処分業者に引き取らせて（民間委託）います。分別収集と引取処分は別業者です。さてこの場合、廃棄物種類は⑩その他のごみとし、各戸から市の施設までの収集運搬部門は民間委託での実施となりますが、その後の処分についてどの部門にどのように入力すべきかわかりません。もっとも適切な方法をご教示願います。なお、委託の名目は有害ごみの引取と処分であり、その仕様において処理内容の詳細（中間処理・資源化・最終処分）は定めておりません。ただし、委託業者に聞き取り調査したところ、概ね破碎→分別資源化→残渣処分というような工程であるようです。

A 7 中間処理部門として入力してください。

4.資源化量

Q 8 (P.10) 当市におきましては、ごみ・資源の収集運搬を民間委託にて実施しておりますが、民間業者が使用する車両について、当市にて購入した車両を貸し出すものと、民間業者が用意するものを混合で実施しております。この場合、市の所有する貸し出し車両についての”車両に係る物件費①及び②”の取り扱いについてどのように処理すればよいでしょうか。直営に係るシート 5.8 に入力の必要がありますでしょうか。

A 8 契約ごとに区分し、民間業者所有の車両のみで収集運搬を実施している契約については、委託のシートに入力してください。市有車両のみ、もしくは、市有車両および民有車両で収集運搬業務を実施している契約については、直営扱いで入力してください。契約区分ごとに収集運搬量を区分する必要があります。

Q 9 (P.10) 各項目中に「資源化後の資源物」という表現がありますが、この用語の意味は次のうちどれに当てはまりますか。

- ① 分別収集した資源物すべてと同義
- ② 分別収集した資源物のうち、中間処理をした後のもの
- ③ ごみの焼却・破砕などの処理工程から選別される、いわゆる中間処理後の資源化物
- ④ 単純に資源物と同義（上記をすべて含む）
- ⑤ 上記のいずれでもない（この場合、内容をご教示願います）。

A 9 まず、お詫び申し上げます。「4. 資源化量」は「4. 引渡量」に変更されています。ご提示いただいた中では⑤となります。具体的には、以下のとおりです。

- ・ ① 資源化部門で取り扱う専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）や容り法に基づき分別収集の対象としている容器包装など
- ・ ② 収集運搬部門のみで取り扱う専ら物など
- ・ ③ 中間処理部門で生じた残さ物（スラグ、灰など）のうち有償で売却される物となります。

詳細については、ツールに関するFAQ「引渡量について」をご覧ください。

Q 1 0 (P.10) ここでの入力内容は「資源化後の資源物」に限られていますが、本市が収集している資源物のほとんどは直接資源化（拠点・ステーションで収集⇒そのまま業者に引渡）されています。

この「直接資源化」分の有償・逆有償分の額はここには入力しないものと理解しますが、その場合、どのシートのどのセルに入力すべきでしょうか。

また、破碎施設から搬出される資源物については、破碎工程から出る資源物以外に破碎困難鉄や自転車など（破碎していないもの）が含まれています。これらのものは不燃・粗大ごみとして収集・持込されたものですが、中間処理工程を通らずに搬出されます。これらの取り扱いはどのようにすべきでしょうか。

A 1 0 以下を「4. 引渡量」シートへ入力してください。

- ・資源物として収集され（持ち込み含む）、資源化部門を経て、分別等された後の専ら物（有償・無償・逆有償を問わず）や容り法に基づき分別収集の対象としている容器包装など、
 - ・収集運搬部門のみで取り扱う専ら物など
- 詳細については、ツールに関するFAQ「引渡量について」をご覧ください。

Q 1 1 (P.10) (4) の3項目目に逆有償についての説明がありますが、容りの指定法人に資源化業務を委託しカレットの引渡を行っている場合、容り協会に支払っている委託料はここに示される逆有償分にあたるのでしょうか。なお、委託は単価契約となっており、引渡すカレットの量によって金額が変わってきます。

A 1 1 前半のご質問については、ご理解のとおりです。

後半のご質問については、財務書類が対象とする期間の総額を対象として記入してください。

Q 1 2 (P.10) (4) の2項目目に、逆有償の輸送費についての説明がありますが、容りの指定法人へのプラスチック運搬業務を別業者に委託している場合、この委託料はここに示される逆有償分にはあたらないと理解してよろしいでしょうか。

A 1 2 容器包装の資源化工程以後の資源物の輸送プロセスのコストに該当しますので、資源化部門の「物件費」として扱ってください。

Q 1 3 (P.10) (5) に示される売却額については、民間事業者に引渡す分のみという理解でよろしいでしょうか。本市ではペットボトルの引渡しにおいて、容リルートと民間ルートの2種類がありますが、ここに入力するのは民間ルートの分のみという解釈をしております。

A 1 3 ここでは、容リルート、民間ルートに関わらず、貴市の手から資源物を引き渡す際のすべてのペットボトルの売却額を記入してください。

Q 1 4 (P.10) (4) 引渡時の支払額と(5) 引渡時の売却額の、それぞれ1項目目の表記の相違についてお伺いいたします。(4) においては対象を「指定法人もしくは民間事業者に引き渡している品目」としているのに対し、(5) においては対象を「民間事業者に引き渡している品目」としています。この表記に従えば当然、売却額の対象になるのは民間事業者分のみとなるはずですが、しかしながら先日この件について質問いたしましたところ、売却額についても支払額と同じように扱う旨のご回答をいただきました。マニュアルにおいて扱いが同じ内容のものについて、相違する記述をすることは通常考えられませんが、あえてこのような表記になっている意味をご教示願います。

A 1 4 相違の理由は、マニュアル策定時点では、容器包装廃棄物のマイナス入札が発生することを想定しておらず、引渡時の売却額が発生するのは、民間事業者のみと考えていたためです。したがって、異なった表記になっていますが、意味の上では差異はありません。

ご指摘を受け、マニュアルの P. 10 (5) 引渡時の売却額の一項目目の「民間事業者」を「指定法人もしくは民間事業者」に修正します。ご指摘ありがとうございました。

Q 1 5 (P.10) 2項目目にある輸送費に関する記述についてお伺いいたします。「輸送費の負担額も含めた金額」という記述の意味は、「売却額から輸送費を差し引いた(相殺した)金額」と理解してよろしいのでしょうか？また、もしそうであるならば3項目目の記述と矛盾しますが、その場合どのような処理をすることが望ましいのでしょうか。

A 1 5 ご指摘のマニュアル p. 10 (5) 引渡時の売却額の2項目目は記入ミスでしたので、以下のとおり改めます。ご指摘ありがとうございました。

修正前：民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担している場合は、輸送費の負担額も含めた額も含めた額を入力してください。

修正後：民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担しているものの、輸送費を区分できない場合は、輸送費の負担額も含めた額を入力してください。輸送費を区分できる場合は、輸送費は、前工程(中間処理部門、

資源化部門など)の特定の施設に係る物件費、または、共通物件費に入力してください。

5.収集運搬部門

5.4 直営～収集運搬している場合の費用～

Q 16 (P.16)「・積載区分ごとに年間の出動回数を入力してください」とありますが、入力する数値は収集車両1台あたりの年間出動回数でしょうか、それとも、全ての車両の出動回数を合計した数値でしょうか。ご教示お願いいたします。

A 16 全ての車両の出動回数を合計した数値を入力してください。

5.5 直営～車両・施設以外に係る物件のうち特定の廃棄物種類に係る物件費（コンテナ等）～

Q 17 (P.17) 該当する廃棄物がない（直営収集でコンテナ等を使用していない）場合、このシート自体に何も入力するところがありませんが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

A 17 ご理解のとおりです。

5.9 直営～車両に係る物件費②～

Q 18 (P.21) このシートで対象とする車両は、5.8(1)で台数を入力した全車両となっておりますが、それでよろしいのでしょうか。

本市の場合、マニュアルに従って入力条件を絞ると、減価償却中の車両は現在収集車として稼働している車両のうちの3割程度になってしまいます。減価償却が終わった後の車両については、たとえ稼働していても収集運搬の物件費がかからないことになってしまいますが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

A 18 ご理解のとおり、5.9の対象車両は全車両となります。5.8(1)で入力した車両というのは誤りです。収集運搬の物件費については、減価償却を終えた後の車両についてもすべて対象としてください。

5.10 直営～人件費～

Q 1 9 (P.23) 特定の施設に係る物件費の具体例の中に、「公債利子」が明示されています。また、特定の施設に係る経費には、(公債利子等)という表示があります。この二つの「公債利子」は別項目に入力することから、当然明確に区別されるべきものと考えますが、違いがわかりません。物件費と経費における公債利子の違いについてご教示ください。

A 1 9 ご指摘のマニュアル P. 23(4)特定の施設に係る物件費については、記入ミスがありました。公債利子は特定の施設に係る物件費には含まれません。また、補償・賠償金も同様に特定の施設に係る物件費には含まれません。つきましては、次回のマニュアル更新時に該当箇所を修正します。 ご指摘ありがとうございます。

6.中間処理・最終処分部門

6.1 委託・一部事務組合

Q 2 0 (P.25) 本市では不燃残渣の最終処分(埋立)及び可燃焼却灰の資源化(エコセメント)を、組合で行っています。組合に対する負担金の支払いは一本で、内訳等はありません。この場合、6.1sheet および 7.1sheet への負担金支払額の入力は、どのようにすればよろしいでしょうか。

A 2 0 組合に問い合わせるなどにより、不燃残渣の最終処分(埋立)及び可燃焼却灰のエコセメント利用に関する負担金の内訳を把握するか、不燃残渣量と可燃焼却灰量の重量比で負担金を按分するか、いずれかの方法を試みてください。

6.3 直営～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～

Q 2 1 (P.28) マニュアルの中では、施設・装置・重機それぞれ、想定耐用年数については大蔵省令を基準とする旨が示されていますが、実際この省令を見ても、どの項目が求めるものにあたるのか判断が付きません。例えばSRC造の清掃工場(焼却施設)の場合、建物自体は一般的にどの項目にあたるのか、また、ストーカ炉が装置であるとするれば、これに対応する別表2のなかの項目はどれなのか、まったく見当が付きません。一般的な焼却施設・破碎施設等を例に、その施設・装置・重機の区分とともに、対応する想定耐用年数について省令の表の中のどの項目にあたるのか、ご教示ください。

A 2 1 耐用年数表の実際の適用方法については、貴市の課税部局などにお尋ねください。また、支援ツールでは、作業の簡便性を図るため、焼却施設の減価償却については、個々の設備毎ではなく、施設全体を一括した耐用年数を設定して計算する方法をとっています。このため、貴市における施設更新までの期間を耐用年数として採用する方法も考えられますし、貴市の課税部局が民間の廃

棄物処理業者等への適用事例を有していることも考えられますので、確認されては如何でしょうか。

7.資源化部門

7.8 共通の経費

Q 2 2 (P.37) 7. 8の記述によれば、ここで収集運搬部門の共通の経費を入力するよう指示がありますが、ここに別部門の経費を入力する合理的理由をご教示願います。

A 2 2 資源化部門との記載が正です。ミスタイプを指摘いただきありがとうございます。今後の修正にあたり対応します。

10.有料化の実施状況

Q 2 3 (P.39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみが指定収集袋で、粗大ごみがシールで有料化されています。このうち可燃ごみ・不燃ごみについてですが、排出区分が別なのでそれぞれ区分して入力していくと、(5)、(6)について取り扱いが分けられていないため入力できません。また、同じ排出区分として入力(1行にまとめる)しようとする、(2)の収集頻度が異なるため、この形でも入力できません。このような場合、何を優先しどのように入力するのが最も正確なものとなるのかご教示ください。

A 2 3 ご質問の趣旨ですが、指定袋等の販売に係る費用や収益を廃棄物種別に区分できないことと理解しました。この場合、当該費用や収益を廃棄物量等(→容積比)で按分してください。

Q 2 4 (P.39) 本市では可燃ごみ・不燃ごみについて、一般家庭系のものとは別に少量事業系のものが指定収集袋により有料化されています。この場合、一般家庭系と少量事業系は合算して入力すべきか、分けて入力すべきか、或いは一般家庭系のものだけに限って入力すべきか、正しい方法をご教示ください。

A 2 4 事業系のごみ量を正確に把握できるのであれば、分けて入力してください。もし不明であるならば、合算して入力しても問題ありません。

なお、有料化に伴う収入(指定袋の販売等に伴う収益など)については、有料化の実施状況のシートに記入してください。

13.資産・負債一覧

13.2 事業用資産

Q 2 5 (P.49) 有形固定資産の車両に関する入力方法についてお尋ねします。公開されているFAQによれば、車両の保有台数が多い場合、集約して入力するよう指導がありますが、本市の場合、通常の集約方法ではどうしても 20 以内に収めることができません。そこでツール外で減価償却計算を行い、結果得られたそれぞれの項目の合計額を 1 行で直接入力（デフォルトの計算式は消去）したいと考えています。この方法をとることにより、ツールに不都合が生じることはありませんでしょうか。

A 2 5 ツール外で適切に減価償却費計算を行っているのであれば、集約は問題はありません。ただし、計算式の削除については、表計算ソフト上の問題が生じないこと（リンク先等のエラーが発生しないこと）を確認する必要があります。

4. 一般廃棄物会計基準に関するケーススタディ結果

「平成 19 年度一般廃棄物会計基準の普及及び改良に関する調査業務」において実施された試行事業に参加した自治体等のうち財務書類を作成した 3 自治体（さいたま市・長野市・四日市市）対象に、会計基準に基づく財務書類の取組状況・活用方法についてのケーススタディを行った。

ケーススタディの手順を以下に示す。

■ 第 1 回ワークショップ[※]

- －自治体等からの財務書類の取組状況の報告
- －自治体等間のノウハウ共有
- －学識経験者からの質問・アドバイス等

■ 第 1 回現地調査

- －一般廃棄物処理システムの詳細把握
- －これまで作成した財務書類の確認

■ 第 1 回現地調査のフォロー作業

- －財務書類の修正支援
- －財務書類に基づく一般廃棄物処理事業の分析・評価

■ 第 2 回現地調査

- －財務書類に基づく一般廃棄物処理事業の分析・評価
- －財務書類の活用方法の検討

■ 第 2 回現地調査のフォロー作業

- －第 2 回現地調査を踏まえ、財務書類の活用方法を取りまとめ

■ 第 2 回ワークショップ[※]

- －自治体からの財務書類の活用方法に関する報告
- －県による財務書類作成支援状況の報告
- －会計基準に基づく財務書類の今後の活用の方向性と実現に向けた課題等に関する議論

※ワークショップについては、5 章参照。

4. 1 財務書類の作成状況

第1回現地調査の結果を元に、ケーススタディ参加自治体における財務書類の作成状況を以下に示す。

(1) さいたま市

①概要

- ・ 従来、全都清方式を基礎とした方法で、原価計算を行っていた。全都清方式との違いとしては、残存価値が10%ではなく0%である点、退職給付引当金繰入額を入れている点等があげられる。
- ・ 退職給付引当金については、過去に外部監査で指摘を受け、算入するようになった経緯がある。
- ・ 平成19年度の計算結果については、基準に基づいた行政コスト計算書の内容を清掃事業概要に掲載している。

②資産データ

- ・ もともと、全都清方式による資産区分により資産台帳を整備していたため、その台帳をもとに、廃棄物会計基準に合わせてデータを振り分けた。従前の台帳では、建設物・構築物・機械類の区分であったものを、「建設物・構築物」→「施設」、「機械類」→「装置」と区分を読みかえた。建設物と構築物とでは、減価償却期間が異なっていたため、従来の方法と償却期間が異なることとなった。従来の資産台帳をもとに新たな資産台帳を作成し、資産・負債一覧の元となる詳細なデータを整理した。
- ・ 収集施設の清掃事務所4箇所については、資産台帳が整備されていなかったため、新たに情報収集を行った。土地代が不明な施設があったため、土地代は含めないこととした。施設については、大蔵省令に従うと、55年など減価償却期間が長いですが、実際、施設はあまりメンテナンスされておらず、老朽化している状態である。
- ・ 車両台帳も整備していた。償却期間については、従来の方式では約7年としていたが、明確な基準もないことから、大蔵省令に従った償却期間に変更した。
- ・ 公債費は、従来利子のみを把握していたが、資産・負債一覧の作成にあたり、財務部門の情報から該当するものを抜き出す形で、元金の情報を整理した。ただし、流動負債・非流動負債の区分については、区分しなければならない必然性が感じられず、特段区分していない。

③物量データ・費用データについて

- ・ 施設ごとに物量・費用を把握している。
- ・ 基準の20品目に従って物量・費用データを整理することが大変であった。具体的には、粗大ごみの情報に適正処理困難物が含まれている点、燃やさないごみの情報に有害危

険ごみが含まれている点があげられる。

- ・ 鉄くずなど、容積データしか把握していないものもあり、これらは、標準的な比重を用い、重量換算した。

④体制について

- ・ 2名で担当している。1名が資産・負債関係、もう1名が原価計算・行政コスト計算書を分担した。

(2) 長野市

①概要

- ・ 長野市では、車両月報、公有資産台帳など、財務書類作成に当たり必要なデータが以前より整備されており、管財課、人事課などの他部署の協力、清掃センターなど関連機関の協力を得つつ、財務書類を作成することができた。
- ・ ただし、前述のデータのとりまとめ状況は、基準の考え方に沿ったものではなく、財務書類作成にあたっては、データの元データの再整理、再確認などが必要であり、この点で多くの労力を必要とした。
- ・ 財務書類の作成目的が、ごみ有料化であったこともあり（対象は、燃やすごみ、燃やさないごみ）、特に、財務書類作成に関する環境部局内での説明、議会への説明の対応のため、相当程度の精緻さが要求された。
- ・ 外部（市民）向けには、原価計算に当たり対象としたコストの総額のみを公表している。
- ・ 財務書類のうち、原価計算書のみを作成した。行政コスト計算書、資産・負債一覧については、作成ニーズが高くない。逆に、行政コスト計算書を作成すると、行政コスト計算書の総コスト、原価計算書作成過程の総費用、決算統計の歳出と3種類の数値が存在することになり、これらの差を説明し、相手に納得していただくことが困難になるので、その点では、むしろ作成しない方向で考えることになる。市民は当該年度の支出額に興味があり、原価計算に関しては、減価償却費の算定方法よりも、対象費目・対象外費目の区分に興味があるようだ。
- ・ 今後は、3年に1度見直している事業系ごみの直接搬入手数料の算定根拠に活用していくことが想定される。
- ・ 品目区分は、基準で定められた20品目とはせず、長野市の収集区分に従うこととした。これは、財務書類の作成目的が有料化単価の検討基礎資料を得ることであったためである。今後も長野市の区分に従って作成する予定である。長野市の収集区分に変更がある場合には、それに応じて変更することになると思われる。

②物量データ

- ・ 物量データについては、財務書類作成を担当した担当課内に統計担当がおり、統計担当がデータを把握していた。ただし、当然、財務書類作成を前提とした整理はされていなかったため、財務書類の元データとして再整理を行った。
- ・ 収集時点では、アルミ缶、スチール缶は「缶」として、無色びん、茶びん、その他色びんは「びん」として数量を把握しているため、資源化後引渡数量で按分して各品目の収集運搬部門投入量を算定した。
- ・ 支援ツールの入力に先立ち、全体のマテリアルフロー図を作成したが、計量単位の違い（清掃センターでは10kg単位、資源売却の際は1kg単位など）、期ズレなどが原因だと考えられるが、部分的に整合が取れない箇所が発生し、整合させるために労力を要した。

③資産データ

- ・ 資産データは、公有財産台帳によった。
- ・ 市町村合併前の、旧長野市以外の自治体の資産については、公有財産台帳では把握できないものもあった。把握できないものについては、関係者にヒアリングし、状況把握に努めた。結果、減価償却対象期間を経過していると判断できるものばかりだったので、原価計算には反映させないこととした。

④費用データ

- ・ 費用データについては、長野市の財務システムデータを元データとした。これは、項目、細目、細々目、摘要などが明示されたデータセットである。これらの歳出一件毎に、部門および費目（人件費、特定の施設に係る物件費、共通的経費など）の特定を行った。
- ・ 上述の作業を行い、補助表（上述の内容のとりまとめ表）を作成した上で、支援ツールの入力を行った。

⑤車両、設備の稼働状況データ

- ・ 車両の1回あたり出動時間は勤務時間と1日あたり出動回数から推定した。それ以外の出動日数などのデータは、台帳から把握した。
- ・ 設備の稼働状況もライン別にほぼ把握していた。一部、推定せざるを得ない点もあったため、その点は稼働日数按分などにより推定した。

⑥基準、支援ツールに対する意見・要望

- ・ 入力値から出力値が算定される過程で詳細に理解できない部分があり、この点を明確にしていきたい。内部で上長説明する際に、詳細が求められる。特に、有料化単

価検討などのセンシティブな場面では、詳細な算定過程に関する説明が必要である。例えば、収集運搬の出動時間を変更した場合、算定にどのように影響するのか、不明な部分がある。数字は、担当者が作成するものではなく、組織が作成するものなので、算定方法に関するブレのない理解が必要とされる。

- ・ 耐用年数を合理的、説明可能な数値として設定するのが困難であるので、大蔵省令を参照とするという方法ではなく、基準用の耐用年数を設定した方がいいのではないかと考える。民間の処理施設で採用している耐用年数を参考にしようと税務関係の部署にも照会したが、統一的でなく参考にできなかった。

⑦その他

- ・ 有料化単価決定に当たっては、原価を明確にするだけでは不十分で、原価のうちどの程度の割合を市民負担とするのか、負担率は他市と比較してどの程度の水準にあるのか、低所得者層等の軽減措置の制度設計など大きく、困難なハードルがいくつも存在する。
- ・ 今後、広域化を検討する上で、関係各自治体が共通の手順・費用範囲で原価を算定することは重要である。その点、全都清方式では、地元還元施設を算定対象とするか否かは自治体判断であり、原価の意味が大きく異なる可能性がある点で難があった。その意味では、基準は地元還元施設を原価算定対象外とすると明確にしておき、広域化検討の際のベースになりうると考える。
- ・ 庁内説明、議会説明（特に会計に精通した議員への事前説明）などのために、全都清方式と基準方式との算定方法比較表を作成した。特に、質問のポイントになるのが、本来税金で負担してしかるべき費用が原価対象費用に含まれていないかどうかという点である。その点に特に留意して整理した。

⑧退職給付引当金繰入額について

- ・ 退職給付引当金繰入額については、算定方法を人事課と調整し、算定対象時点で関連部署に在籍していた職員がその時点で退職した場合の退職金を入庁後年数で除した額の総計とした。
- ・ 支援ツールへの入力については、繰入額を算定するセルの式を上述の算定方法により算定された額を直接入力することとした。

⑨財務書類作成したメリット

- ・ 一般廃棄物処理に関連するコストについて、支出命令単位での対象費目・対象外費目の明確化を初め、算定ベースが確固たるものになり、今後、コストに関連する説明責任を果たす際に、誰が説明してもブレのない資料が整備されたことが財務書類を作成したメリットであると言える。

(3) 四日市市

①概要

- ・ 廃棄物処理に実際どれくらいの費用がかかっているのかを確認するため、また、市独自の原価計算との比較を行うために、財務書類を作成した。
- ・ 平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年度分の財務書類を作成している。
- ・ 処理施設数が少ないので、財務書類の作成が比較的容易である。

②物量データ

- ・ びんについては、色の選別を委託しているので、資源化量データを基に、びん全体の収集運搬量を色別に按分している。
- ・ 紙については、「紙パック」「段ボール」「古紙」の売却益を把握しているため、そのデータを基に、紙全体の収集運搬量を 3 品目に按分している。
- ・ 缶については、平成 18 年度まで磁選を委託していたため、そのデータを基に収集運搬量をアルミ缶とスチール缶に按分していた。しかし、平成 19 年度より、一括して売却しているため、財務書類の作成においては、全量スチール缶とする予定である。
- ・ データは業者への搬入月報等にて把握できている。

③費用データ

- ・ 予算・決算書データを元に、そこにあげられている費用が財務書類のどこに該当するのかを決めていった。
- ・ 施設に係る費用については、法律に基づく公有財産台帳から金額を把握することができる。ただし、一括発注のものについては内訳が不明である。
- ・ 収集と選別を一括して委託しているものについては、割合を設定（例えば、収集運搬：資源化＝70%：30%とする）し、その割合で費用を按分した。
- ・ 収集運搬部門の共通の物件費としては、消耗品費、被服費、印刷費、工具費が含まれている。

<人件費>

- ・ 人事課の広報誌に、退職金の平均が載っているため、その情報を一人あたりの想定退職金支給額としている。
- ・ 想定勤続年数は、おおよその数値として 30 年としている。
- ・ 市独自の原価計算には、退職給付引当金繰入額は入っていない。

<収入>

- ・ 売却実績については、月毎に品目別金額・重量を把握している（業者から報告を受領している）。
- ・ 手数料収入については、歳入情報を元としている。
- ・ 債務情報については、財務書類作成のために新たに情報収集を行った（財務部局へ協

力を依頼)。

④車両関連データ

- ・ 二年に一度の会計監査用資料として、車両台帳を整備していた。
- ・ 車両搬入月報があり、搬入回数・金額・重量を把握している。
- ・ ガソリン代の按分のために、車両の走行距離を利用した。

⑤その他データ

- ・ 施設等の耐用年数は四日市市にて施設の実状を勘案した上で、設定している（大蔵省令等の数値は用いていない）。

⑥作成体制について

- ・ 1名で担当している。
- ・ 以前、教育部門の会計関係をしていたことがあり、それと比較すると廃棄物会計に基づく財務書類作成は簡単である。
- ・ 複数の担当者が財務書類を作成すると、費目のダブルカウント等が起こる可能性があると考え。予算・決算書データを元に、そこにあげられている費用が財務書類のどこに該当するのかを決める際には、担当者1人で行う方がよいのではないかと。

⑦基準、支援ツールに対する意見・要望

- ・ ダブルカウントしていないかが不明なので、何らかわかるようにしてほしい。
- ・ 灰の処理等中間処理部門と資源化部門の区分がわかりにくい。
- ・ 混合収集品目の容積按分の根拠となる嵩比重については、原価計算結果に大きな影響が出ているため、適切な値を設定できるように改めてほしい。
- ・ 今後、原価算定経過等がわかりやすいように支援ツールを改良してほしい。

4. 2 財務書類の活用方法

第2回現地調査では、ケーススタディ参加自治体における財務書類の活用実態についてご教示いただくとともに、今後の活用可能性について検討を行った。その結果については、第5章に示すワークショップにおいて発表いただいたため、第5章に関連情報を掲載する。